

葛飾区男女平等推進計画（第 7 次）

素案

令和 8 年 7 月

葛 飾 区

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	3
2 計画の基本理念	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
5 計画の背景	4
計画の位置付け	11
第2章 葛飾区の男女平等推進の現状	13
1 少子・高齢化と世帯の変化	15
2 女性の労働と男女平等推進	17
3 配偶者等からの暴力	19
4 男女平等推進を取り巻く状況	20
第3章 計画の内容	23
1 計画の体系	24
2 基本目標と推進体制	26
第4章 事業一覧	61
資料編	63
1 関係法令	65
2 葛飾区男女平等推進審議会規則	68
3 葛飾区男女平等推進審議会運営要領	68
4 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の策定経過	68
5 葛飾区男女平等推進審議会委員名簿	69
6 男女共同参画関連年表	70

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本区では、男女平等社会を実現するため、平成8年に「男女平等社会実現かつしかプラン（葛飾区女性行動計画）」を策定しました。その後、平成16年に「葛飾区男女平等推進条例」を施行し、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化に応じて、第6次までの男女平等推進計画を策定し、様々な男女平等推進施策を展開してきました。

そしてこの度、さらなる男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」（以下「計画」という。）を策定します。計画では、男女平等社会実現のための直接的、間接的な取組を体系化し取りまとめています。

2 計画の基本理念

計画の基本理念は、葛飾区男女平等推進条例第3条に則ったものです。

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

3 計画の性格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定し、「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」を継承・発展させた計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」にあたる「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第5次）」を包含します。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」にあたる「葛飾区女性活躍推進計画（第3次）」を包含します。
- (5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に定められた「市町村基本計画」にあたる「(仮称)葛飾区困難女性支援基本計画（第1次）」を包含します。

4 計画の期間

令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5か年とします。

5 計画の背景

葛飾区男女平等推進計画(第6次)策定(令和4年3月)後における区、国、都の主な動きは以下のとおりです。

(1) 区の動き

- ① 葛飾区基本構想(令和3年策定)及び葛飾区基本計画(令和3年度～令和12年度)、葛飾区中期実施計画(令和6年度～令和9年度)における男女共同参画施策の位置付け

葛飾区基本構想の基本的な方向性3「人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち」、(1)「人にやさしく、誰もが自分らしく暮らせるまち」の中で、「あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重され、一人一人が持てる個性と能力を発揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくります。」としています。

葛飾区基本計画では、理念分野、政策1「人権・多様性・平和」、施策1「人権・多様性」の中で、「人権や多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らせるまちをつくります」として、男女平等の推進や配偶者等暴力の防止等に取り組むとしています。また、葛飾区中期実施計画では、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)応援事業」、「配偶者暴力防止事業」の2つを計画事業として位置付けています。

- ② 区民や事業所に向けた男女共同参画の働きかけ

区民に向けた働きかけとして、誰もが自分らしく生きていける社会に向けての学びと交流の場である葛飾区男女平等推進センターにおいて、講座・講演会、女性のための相談、施設使用、図書資料の閲覧・貸出をしています。また、区民向けの情報紙「こんにちは人権」(年1回)を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行っています。

また、区民向けに、区広報紙「広報かつしか」にて男女共同参画に関する情報提供を行っています。区内事業所に向けた働きかけとして、事業所向け情報誌「L o o P」(年1回)の発行の他、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業等を行っています。

- ③ 関連する各分野における計画の策定・改定

福祉、子育て、健康関連の計画が策定・改定され、保育所の待機児童の解消や家族介護者への支援などワーク・ライフ・バランスに関わる施策や生涯にわたる健康支援などの施策が含まれています。

【主な動き】

- ◎「第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(令和6年度～令和8年度)※見直し予定
- ◎「第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」(令和6年度～令和11年度)
- ◎「葛飾区障害者施策推進計画(令和6年度～令和11年度)・第7期葛飾区障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)・第3期葛飾区障害児福祉計画(令和6年度～令和8年度)」※見直し予定
- ◎「葛飾区教育振興基本計画」(令和6年度～令和10年度)
- ◎「葛飾区SDGs推進計画」(令和5年度～令和12年度)
- ◎「葛飾区子ども・若者総合計画」(令和7年度～令和11年度)
- ◎「第3次かつしか健康実現プラン」(令和7年度～令和12年度)

(2) 国の動き

① 「第6次男女共同参画基本計画」の策定

第6次男女共同参画基本計画の構成は、以下のとおりです。

第6次男女共同参画基本計画の構成

政策領域		目指すべき社会 策定方針と構成 等
I	男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現	① ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
		② あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		③ 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
		④ 生涯を通じた男女の健康への支援
		⑤ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
		⑥ ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
		⑦ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
		⑧ 防災・復興における男女共同参画の推進
II	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化	⑨ 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
		⑩ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
		⑪ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
		⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
III	男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化	国内の推進体制の充実・強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

② 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正

求職者へのセクハラ防止が新たに事業主の義務となり、相談窓口の整備や接触ルールの明確化が求められるようになりました。相談に協力した労働者への不利益取扱いも禁止され、内部協力者の保護が強化されました。また、顧客からの迷惑行為への対応が義務化され、妊娠・出産・育児を理由とする不利益取扱いの禁止も明確になりました。さらに、企業には男女間賃金差異や女性管理職比率の公表が義務づけられ、公正で安全な就業環境の整備が進められています。（令和7年6月11日公布・施行）

③ 「次世代育成支援対策推進法」の改正

男性育休促進や働き方改革を通じて、子育てしやすい社会の実現を目指すもとして、法律の有効期限が令和17年3月31日まで延長され、企業の子育て支援の取り組みが

強化されました。一般事業主行動計画では、男性育休取得率や労働時間の状況把握と、これに基づく数値目標の設定が義務化され、計画の実効性が高められています。また、「くるみん」などの認定制度も見直され、男性育休取得率の基準引き上げや労働時間に関する基準の改善、有期雇用労働者の育休取得状況の評価追加など、実質的な取り組みを行う企業がより適切に評価される仕組みとなりました。（令和6年5月30日公布・令和7年4月1日施行）

④「育児・介護休業法」の改正

育児・介護休業法の改正により、育児や介護と仕事を両立しやすい環境を整備するための制度が大幅に強化され、令和7年4月および10月から段階的に施行されることとなりました。今回の改正は、男性の育児休業取得促進や介護離職の防止、さらに柔軟な働き方の実現を目的としています。

育児分野では、令和7年4月から「子の看護休暇」の対象が拡大され、取得可能な子の年齢が従来の「小学校就学前」から「小学校3年生修了まで」へと広がります。また、学級閉鎖や学校行事など、取得理由も拡大されました。さらに、残業免除の対象年齢も「3歳未満」から「小学校就学前」までに拡大され、より長い期間にわたり柔軟な働き方が可能となります。加えて、3歳未満の子を育てる労働者がテレワークを選択できるよう、企業に対して努力義務が課されました。

介護分野では、介護休暇の対象範囲が広がるとともに、企業に対して介護離職を防ぐための雇用環境整備が義務化されます。また、介護を行う労働者がテレワークを利用できるようにする努力義務が新たに設けられ、介護と仕事の両立を支援する体制が強化されました。介護が必要となった労働者に対しては、企業が制度の説明や意向確認を個別に行うことも義務化されます。

さらに令和7年10月からは、3歳から小学校就学前の子を育てる労働者に対し、企業が柔軟な働き方を提供することが義務づけられます。具体的には、始業時刻の変更、テレワーク、企業内保育所の設置、子育て目的の特別休暇、短時間勤務制度のうち、少なくとも2つ以上を整備する必要があります。また、妊娠・出産時および子が3歳になるまでの間に、企業が労働者へ制度説明と意向確認を行うことも義務化されました。（令和6年5月31日改正、令和7年4月1日から段階施行）

⑤「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行

教育職員等による児童生徒への性暴力やわいせつ行為（児童生徒性暴力等）を防止し、被害を受けた児童生徒を保護するための法律で、児童生徒の尊厳と権利利益を守ることを目的としています。この法律は、性暴力の定義を明確にし、学校内外での防止策、早期発見、迅速な対応、そして被害を受けた教職員への厳格な処分（懲戒免職など）、免許失効後の再免許付与に関する特例などを定めており、関係機関が連携して総合的に対策を進めることを義務付けています。（令和3年6月4日公布・令和4年4月1日施行）

⑥「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」の施行

女性をめぐる課題が、被虐待経験や性暴力被害、生活困窮など複雑化・多様化・複合化していることを受け、「女性の福祉」「人権の尊重」「男女平等」といった視点を明確に規定した上で、国や地方公共団体に対し、そうした困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じることの責務があることを明記しています。(令和4年5月25日公布、令和6年4月1日施行)

⑦「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の施行

「子どもの貧困対策推進法」の名称を改め、貧困そのものの解消を目指す法律として、こどもが貧困によって適切な養育・教育・医療を受けられない状況を防ぐことを明確化にし、孤立防止や体験機会の確保など、こどもの権利を重視した内容へと強化されました。国と自治体はこどもの権利を守りつつ、貧困解消に向けた施策をより総合的に進めることが義務づけられました。(令和4年6月22日公布、令和5年4月1日施行)

⑧「こども基本法」の施行

こどもに関する施策を総合的に進めるための初めての基本法として、憲法や児童の権利条約の理念を踏まえ、こどもの権利保障や最善の利益の確保、意見表明の機会の保障などが法的に明確化し、国・自治体・社会全体が取り組むこども施策の基本的な方向性が示されました。施行と同時にこども家庭庁が設置され、国の施策を一元的に調整する体制を整え、国にはこども施策の基本方針となる「こども大綱」の策定が義務づけ、こどもや子育て当事者の意見を政策に反映する仕組みも法定化しました。(令和4年6月15日制定、令和5年4月1日施行)

⑨「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正

保護命令の対象を精神的DV被害者も拡大、命令期間の延長、電話等禁止命令の対象行為にSNS・位置情報取得等も追加、被害者の子への命令創設、違反時の罰則強化で、精神的暴力への対応強化と保護の実効性向上が図られました。(令和5年5月19日改正、令和6年4月1日施行)

⑩「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」の公布・施行

性的マイノリティの人々が生きづらさを感じている現状を踏まえ、性的指向(好きになる性別)やジェンダーアイデンティティ(性自認)の多様性について国民の理解を深め、誰もが尊重され共生できる社会の実現を目指すことを目的としています。不当な差別はあってはならないという認識のもと、国や地方公共団体、事業主などが理

解促進のための施策を進めることを定めています。(令和5年6月23日公布、施行)

また、施行から3年を経て、同法第8条の規定に基づき、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」が策定されました。(令和8年6月16日閣議決定)

⑪「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の期限延長

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」において、令和8年3月31日までとなっていた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の期限を令和18年まで延長することになりました。(令和7年6月11日公布、令和8年4月1日施行)

⑫「独立法人男女共同参画機構法(整備法)及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の成立

「独立行政法人男女共同参画機構法」の施行を円滑にし、男女共同参画社会基本法をはじめとする関連法規に必要な改正を加え、独立行政法人男女共同参画機構(旧国立女性教育会館)が効果的に業務を行えるようにするための法律です。この法律により、男女共同参画社会基本法第18条が改正され、男女共同参画センターが「関係者相互間の連携・協働を促進する拠点」として法的に位置づけられ、その機能強化が図られました。(令和7年6月27日改正、令和8年4月1日施行)

(3) 都の動き

①「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定

男女平等参画、女性活躍推進、配偶者暴力対策の施策を総合的かつ計画的に推進していく観点から、法定計画である「都道府県男女共同参画基本計画」「東京都女性活躍推進計画」「東京都配偶者暴力対策基本計画」を一体的に策定した「東京都男女平等参画推進総合計画」（令和8年度～令和12年度）が改定される予定です。

男女ともに「誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会」を基本理念に掲げ、その実現に向け、4つのビジョンに基づき取組を強化することとしています。

（令和8年7月3日までパブリックコメント実施）

東京都男女平等参画推進総合計画の体系

基本理念	ビジョン	政策の柱
誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会	1 男女ともに自分らしく 希望する生活が できる社会の実現	1 ライフステージに応じた切れ目のない支援
		2 家庭・地域での活動支援
	2 雇用・就業分野における 女性活躍の推進	3 女性の選択肢の拡大
		4 企業の持続的な成長
	3 男女平等参画を阻む 意識の改革や環境整備	5 男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動
		6 安心して暮らせる環境づくり
	4 配偶者暴力対策	7 切れ目のない支援体制の整備
		8 関係機関の連携・人材育成

②「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の改正

性的指向や性自認を理由とする差別解消とパートナーシップ宣誓制度の導入を目的として、一部改正されました。この改正により、LGBTQ+当事者が暮らしやすい環境整備が進み、都職員共済組合などでも制度が適用され、多様な人々が尊重される社会を目指す動きが加速しています。（令和4年11月1日改正、令和6年11月1日施行）

③「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」の策定

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第5条の規定に基づき、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図るために策定され、基本方針として性的マイノリティ当事者に寄り添う、多様な性に関する相互理解を一層推進する、東京に集う誰もが共に支えあう共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指すことが掲げられています。(令和5年3月29日策定)

④「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」の策定

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容を踏まえ、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現を目指すことが掲げられています。(令和6年3月29日策定)

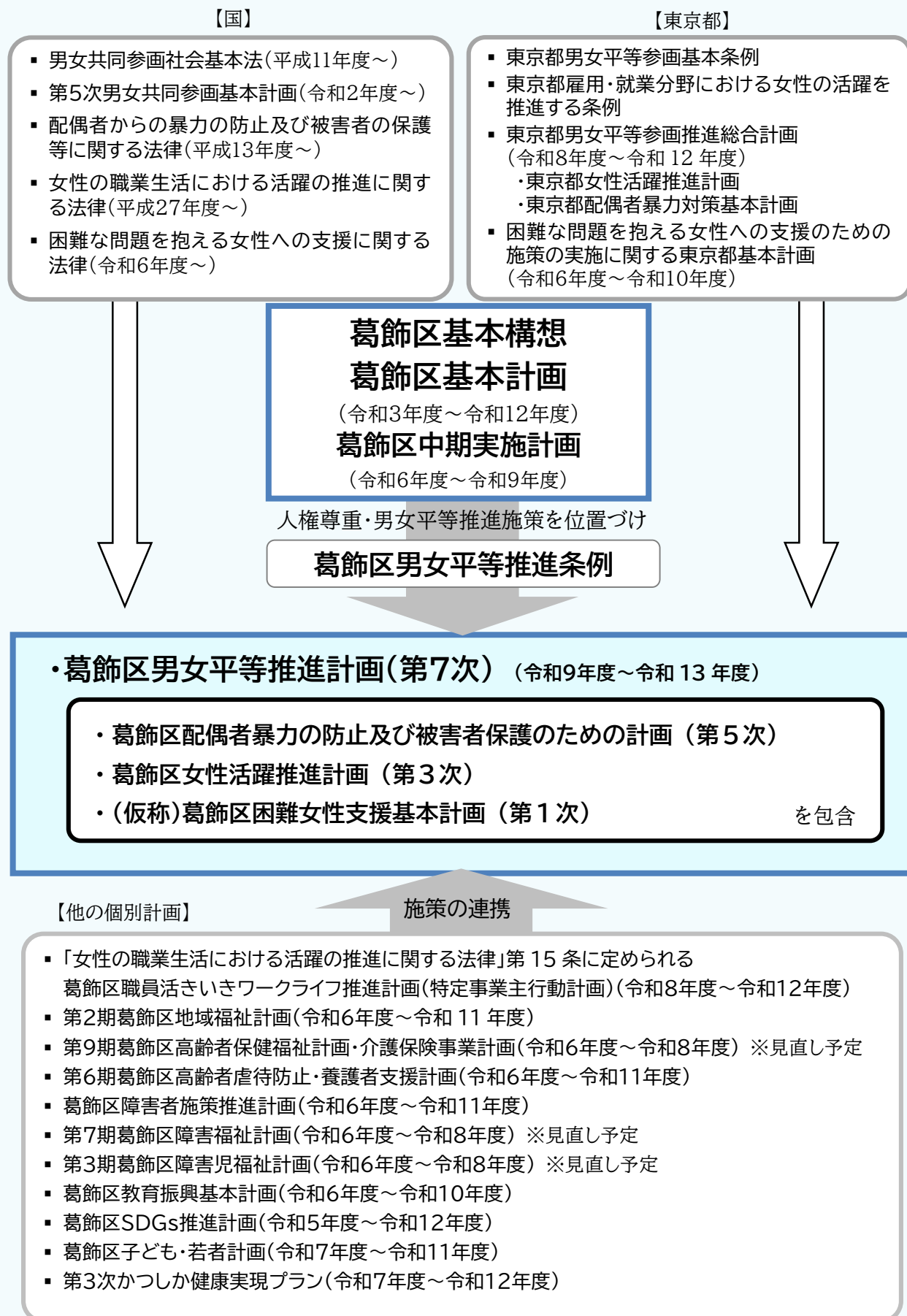
⑤「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」の制定

対等な立場での相互尊重を通じてカスタマー・ハラスメントのない社会を実現することを目的として制定されました。事業者・都民・行政がそれぞれの役割を担い、顧客からの暴言・威圧・過度な要求などによって就業者の人格や尊厳が侵害されることを防ぎ、安全で健康的に働ける環境を確保することが挙げられています。(令和6年10月4日成立・令和7年4月1日施行)

⑥「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」の制定

女性がその個性や能力を発揮できる環境の整備を一層推進するために制定されました。女性が活躍できる環境の整備にあたり、事業者の主体的な取り組みが必要であること、無意識の思い込みへの関心と理解の深化、本人の意思の尊重の3つを基本理念に掲げ、東京都・事業者・都民・経済団体のそれぞれが取り組むべきことを定めています。(令和7年12月24日成立・令和8年7月1日施行)

計画の位置付け



(4) SDGsとの関係について

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で、令和12年を期限とする「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という）として、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットが掲げられています。

「葛飾区基本計画」では、SDGsの理念を取り入れており、本計画もこの方針に基づき、SDGsの目標を踏まえて策定しています。

本計画に関連の深いゴール



第2章 葛飾区の男女平等推進の現状

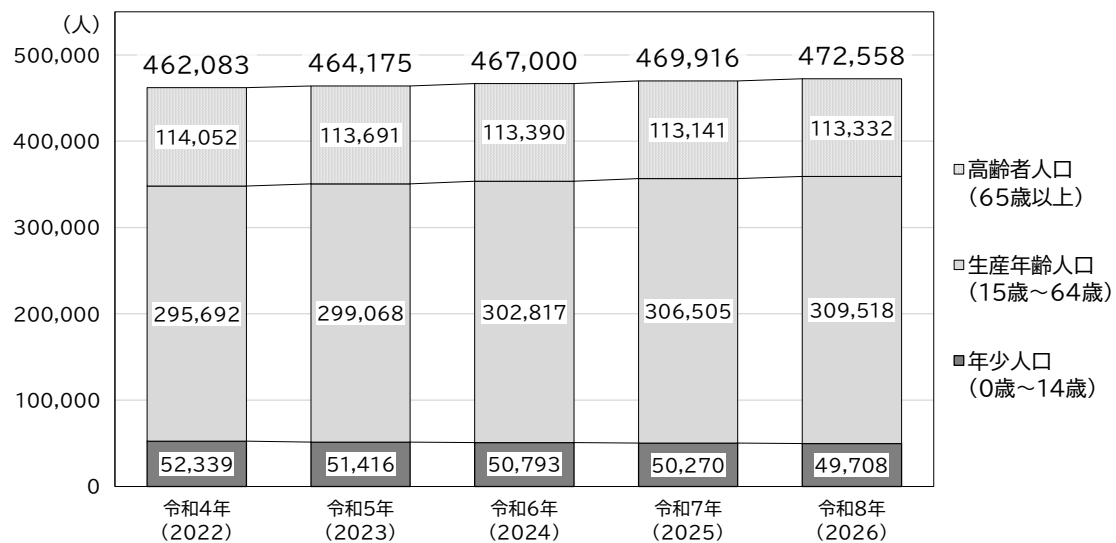
1 少子・高齢化と世帯の変化

(1) 年齢3区分別人口の推移

葛飾区の人口は微増傾向にあり、令和8年1月1日現在 472,558 人となっています。

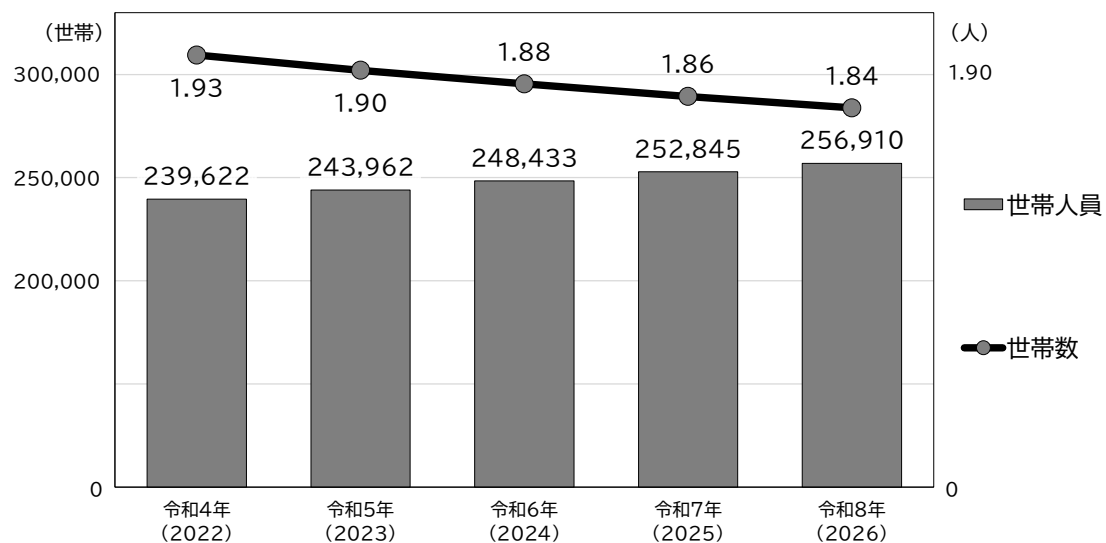
年齢3区分別の人口構成比をみると、生産年齢人口が微増する一方、年少人口は減少しています。世帯数は、令和8年1月1日現在 256,910 世帯で令和4年から 17,288 世帯増加しています。一方、世帯人員数は 1.84 人と減少しています。

図表 年齢3区分別人口の推移（葛飾区）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

図表 世帯数及び世帯人員の推移（葛飾区）

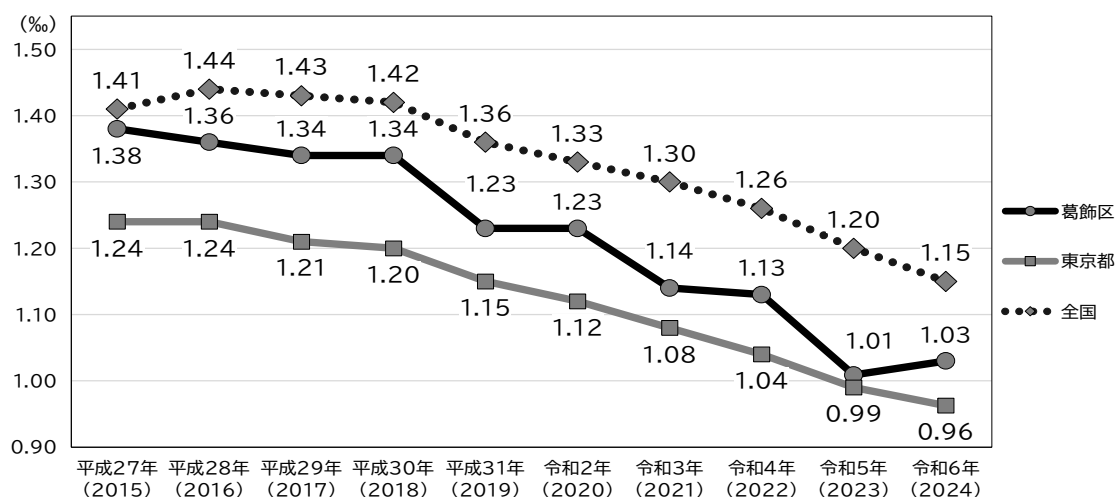


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 合計特殊出生率

葛飾区の合計特殊出生率は、平成27年以降、減少傾向となっており、令和6年は1.03となっています。全国の1.15を下回っていますが、東京都の0.96を上回っています。

図表 合計特殊出生率の推移（葛飾区、東京都、全国）

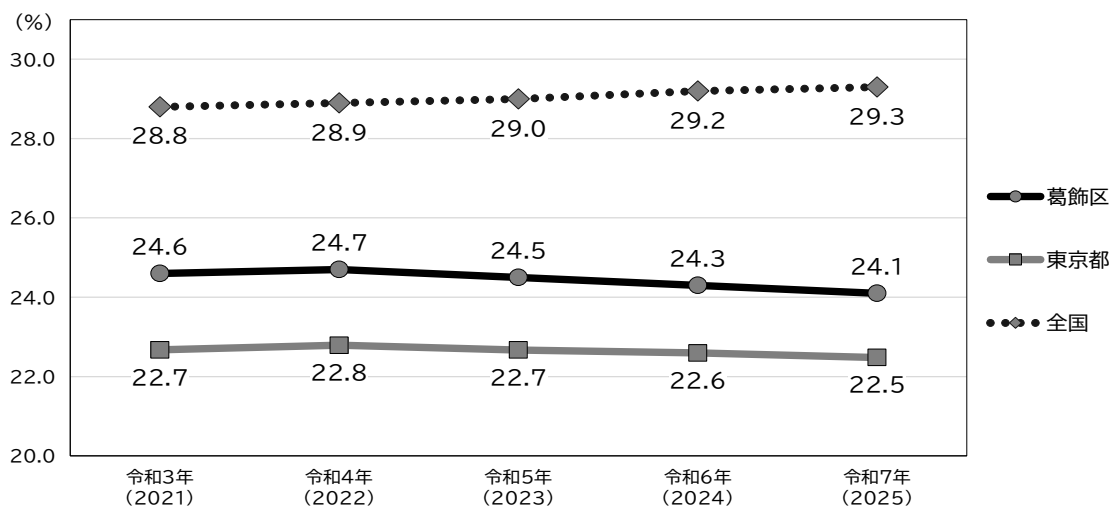


資料：葛飾区・東京都 東京都人口動態統計、国 人口動態統計(各年1月1日現在)

(3) 高齢化率

葛飾区の高齢化率は、全国と比較すると上昇率は緩やかな減少傾向にあり、令和7年は24.1%となっています。全国の29.3%を下回っていますが、東京都の22.5%を上回っています。

図表 高齢化率の推移（葛飾区、東京都、全国）



資料：葛飾区・東京都 住民基本台帳、国 人口推計（各年1月1日現在）

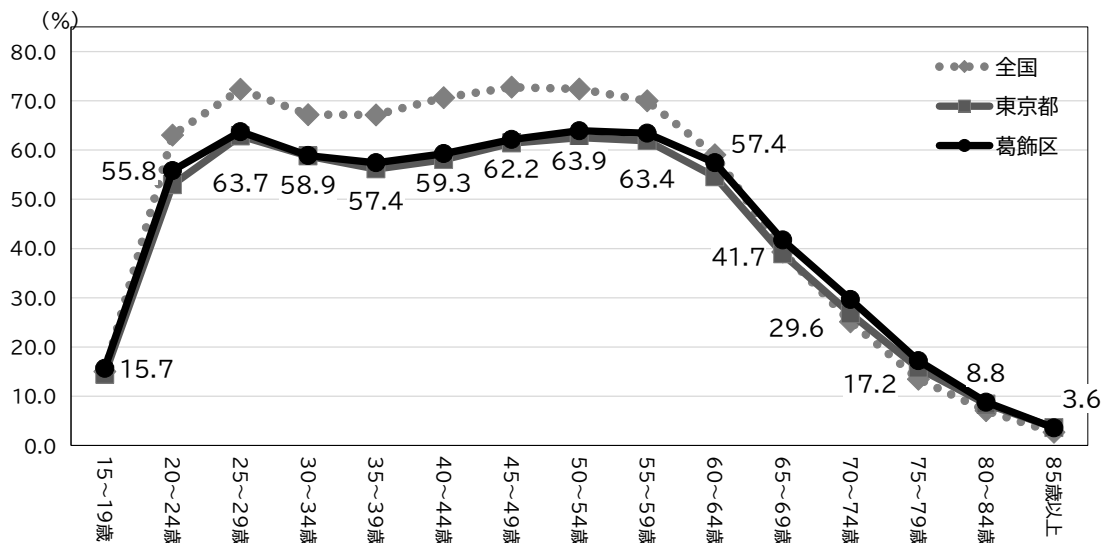
2 女性の労働と男女平等推進

(1) 女性の労働力率

葛飾区の女性の労働力率は、64 歳から 84 歳までで東京都、全国をともに上回っています。一方、20 歳から 64 歳までは、全国を下回っています。

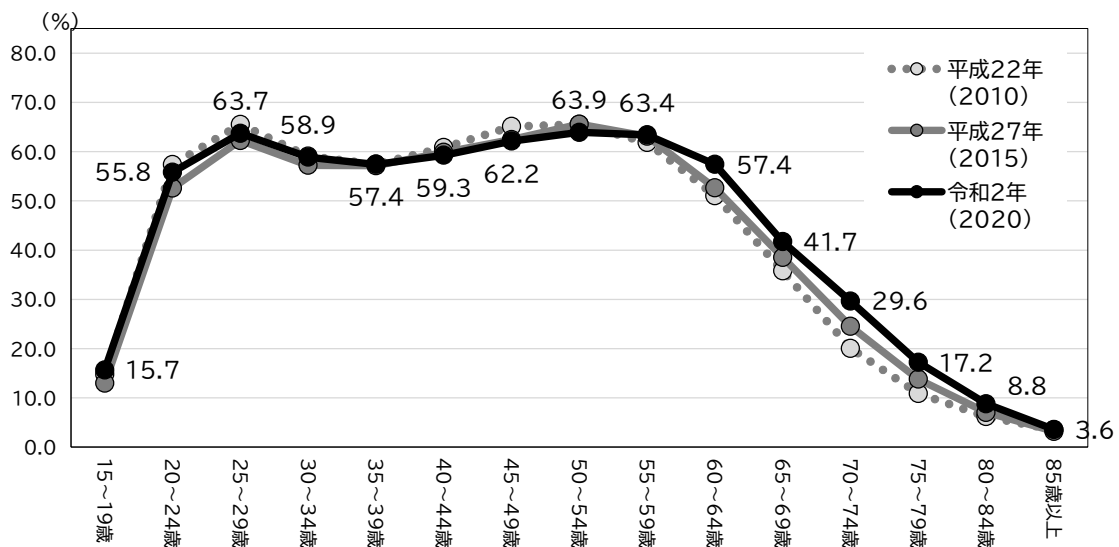
女性労働力率の推移をみると、40 歳～54 歳はやや上昇傾向にあります。一方、55 歳以降の労働力率は下降しています。

図表 女性の労働力率（葛飾区、東京都、全国）



資料：国勢調査（令和2年）

図表 女性の労働力率の推移（葛飾区）



資料：国勢調査（平成22、27、令和2年）

(2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

葛飾区の附属機関、諮問機関、行政委員会に占める女性の割合は、審議会・委員会等の委員総数 1,062 人に対して、女性委員数 325 名、割合は 30.5%です。

図表 審議会・委員会等の女性の参画状況（葛飾区、東京都）

(人、%)

	地方自治法(第202条の3) に定める審議会※1			地方自治法(第180条の5) に定める委員会※2			その他審議会等		
	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)
葛飾区	695	217	31.2%	26	4	15.4%	341	104	30.5%
東京都 特別区合計	16,958	5,235	30.9%	465	117	25.2%	19,443	6,916	35.6%
東京都 市町村合計	13,623	4,179	30.7%	974	190	19.5%	10,923	4,286	39.2%
東京都 区市町村合計	30,581	9,414	30.8%	1,439	307	21.3%	30,366	11,202	36.9%
東京都	1,267	606	47.8%	96	28	29.2%	1,089	505	46.4%

※令和7年4月1日現在

※東京都については、令和6年4月1日現在

資料：東京都男女平等参画 区市町村の男女平等参画推進状況

※1：第202条の3（職務・組織・設置）

- ① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく法令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※2：第180条の5（委員会及び委員の設置）（④～⑧は省略）

- ① 執行機関として法律の定めるところによる普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
 - 四 監査委員
- ② 前項に掲げるものの外、執行域間として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- ③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

3 配偶者等からの暴力

(1) 葛飾区のDV相談件数

葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数は、令和5年度までは減少傾向にありましたが、令和6年度以降、再び増加しています。

図表 葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	444件	336件	308件	362件	430件

資料：葛飾区

(2) 東京都内のDV相談件数

配偶者暴力の相談件数について、区市町村の合計は令和2年度以降では減少傾向であり、令和6年度は38,713件となっています。都支援センターの合計は大きな増減はなく、警視庁の令和6年度は9,174件と増加傾向にあります。

図表 都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移（東京都）



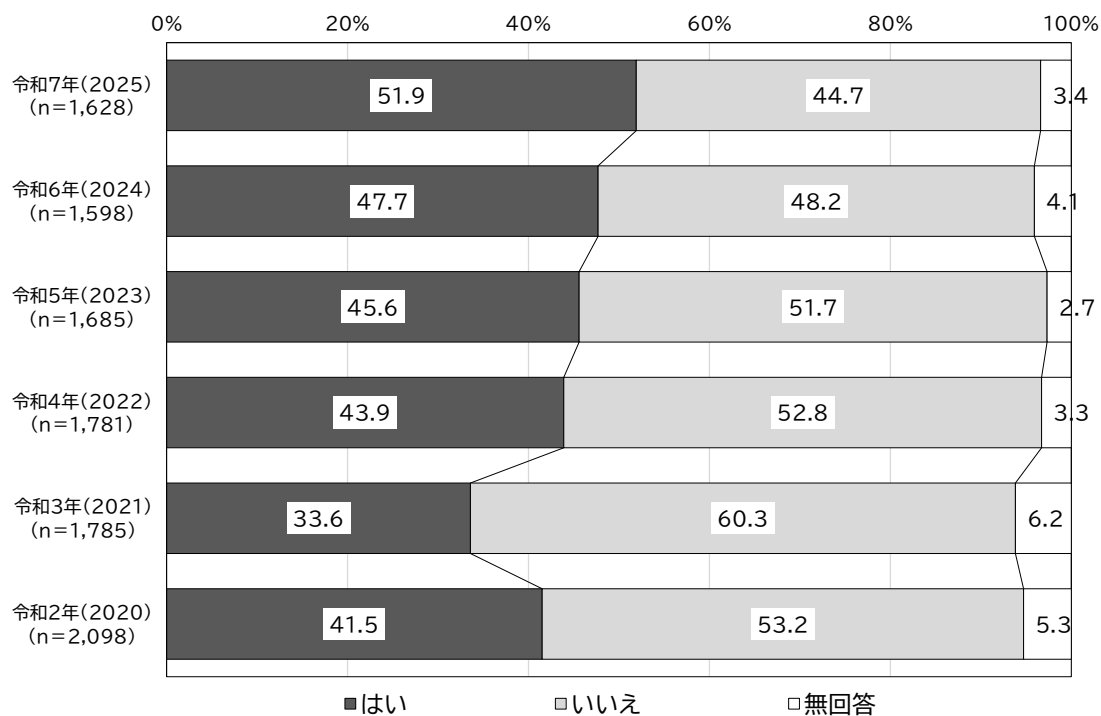
資料：東京都生活文化局調べ

4 男女平等推進を取り巻く状況

(1) 男女共同参画に対する実感

葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、男女共同参画社会が進んでいると思う人の割合は、令和3年では33.6%でしたが、以降増加しており、令和7年では51.9%と半数を超えています。

図表 男女の共同参画が進んでいると思う割合の推移（葛飾区）



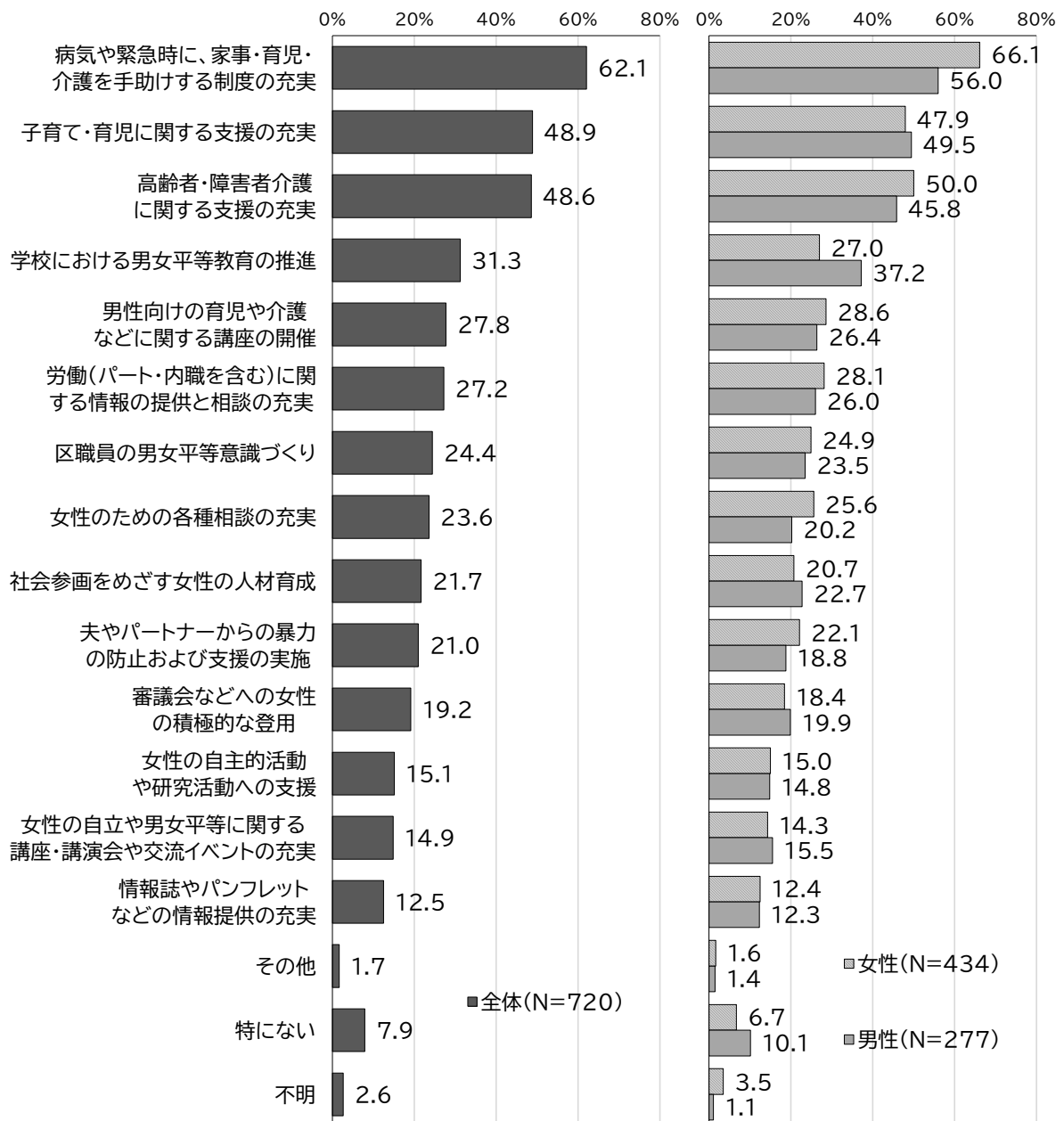
資料：葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書（令和2年から令和7年）

(2) 男女平等社会実現のために充実すべき施策

「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」では、男女平等社会実現のために充実すべき施策についてたずねています。

全体では、「病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実(62.1%)」が最も多く、「子育て・育児に関する支援の充実(48.9%)」、「高齢者・障害者介護に関する支援の充実(48.6%)」が続いています。男女別にみてもこれらの項目が上位にあがっています。

図表 男女平等社会実現のために充実すべき施策（全体、性別：複数回答）

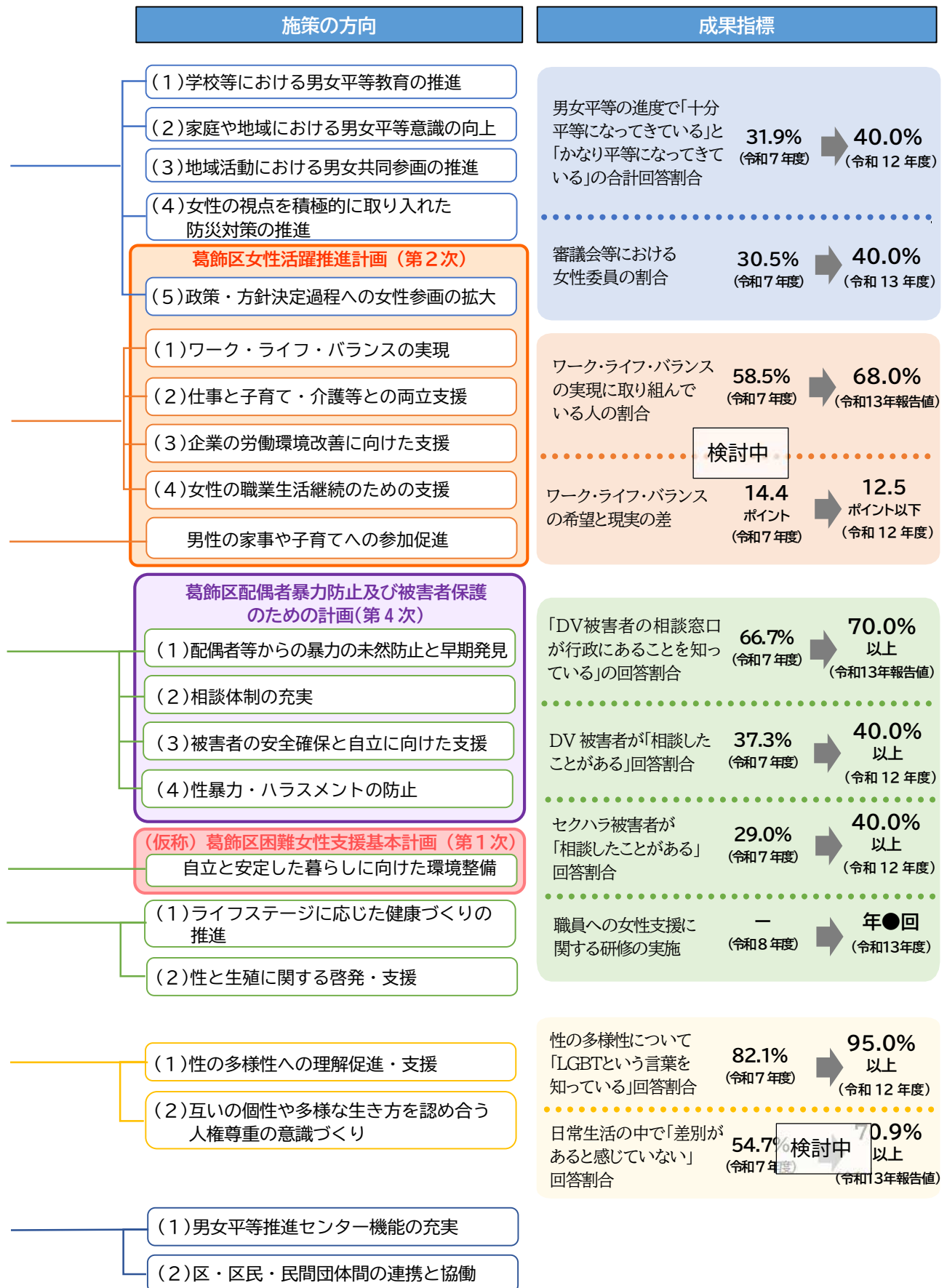


資料：葛飾区男女平等に関する意識と実態調査（令和7年）

第3章 計画の内容

1 計画の体系

基本理念	基本目標	課 題
男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。 ～葛飾区男女平等推進条例 第3条～ (1)男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意識による多様な生き方の選択を保証されること。 (2)男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。 (3)男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会(方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。)を保障されること。	目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進 目標2 自分自身を大切に、希望するライフスタイルを選択できるよう支援 目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境を整備 目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制	課題 あらゆる年代・分野における男女平等参画の推進 課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進(仕事と生活の調和) 課題2 家庭における男女の役割意識の変革と共同参画の促進 課題1 あらゆる暴力の根絶 課題2 生活上困難な状況を解消するための取組促進 課題3 生涯を通じた健康支援 課題 多様性の尊重 課題1 推進体制の強化 課題2 国・東京都との連携



2 基本目標と推進体制

目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進

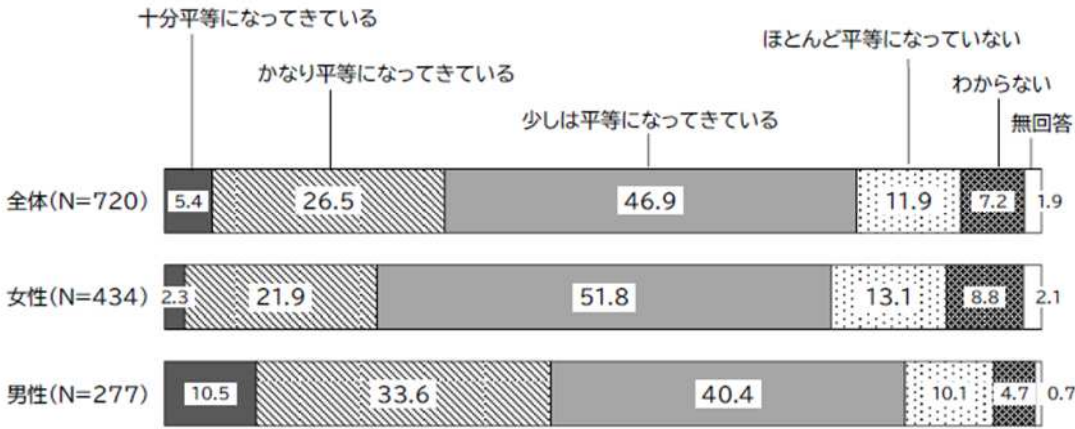
男女平等の意識を高め、性別にかかわらず誰もが社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

課題1 あらゆる年代・分野における男女共同参画の推進

《現状と施策の方向性》

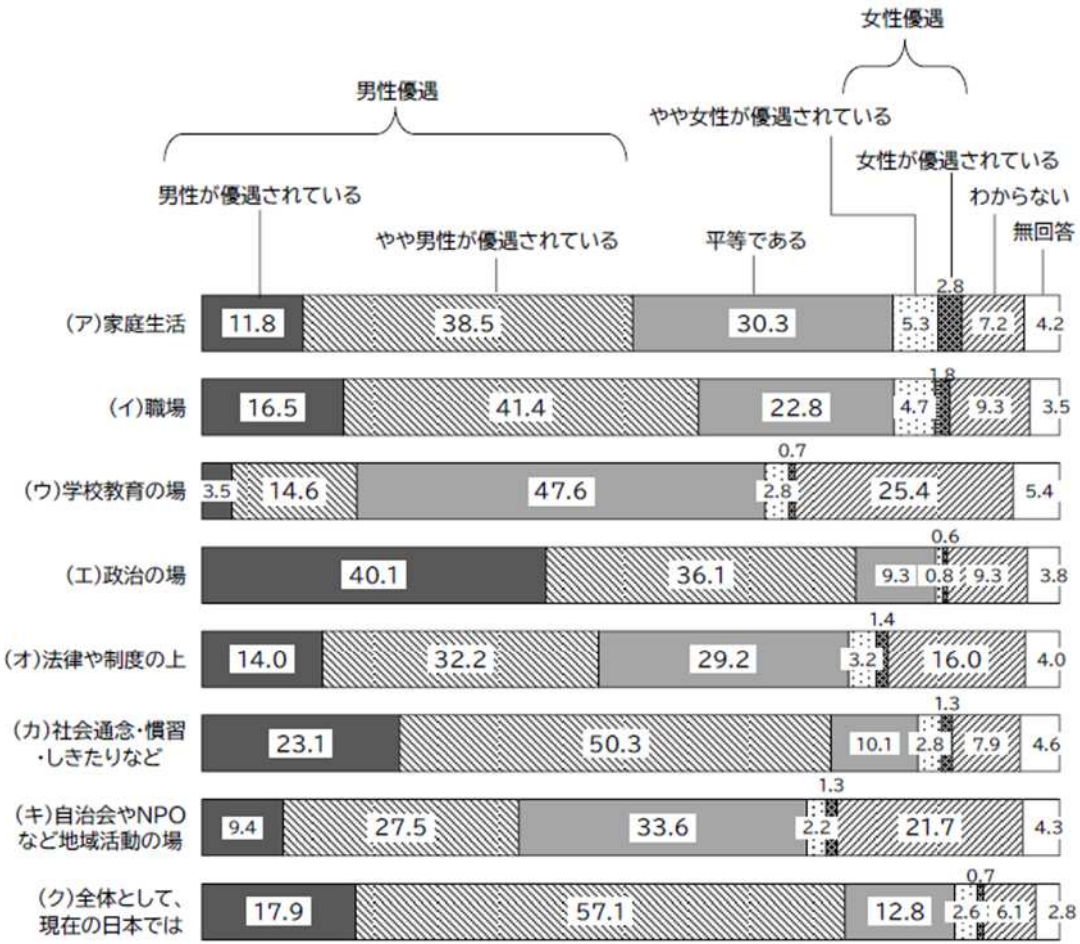
- 近年、社会全体で男女平等、男女平等参画への関心が高まり、働き方改革や育児・介護と仕事の両立支援など制度面の改善が進むとともに、男女平等社会の実現に向け、国・都・区において多様な取組が継続的に進められてきましたが、依然としてあらゆる分野における女性の参画、男女の不平等感の解消が十分に進んだとはいえない状況にあります。
- 「葛飾区政策・施策マーケティング調査」において、男女の共同参画が進んでいると思う人の割合は、令和3年以降増加し、令和7年では51.9%と半数を超えている（P20）一方で、「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査（令和7年）」（以下、「区民意識調査」という。）においては、男女平等だと感じている人は約3割にとどまります。（図1）
- 各場面における男女の地位の平等感は「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」、「全体として、現在の日本では」で男性が優遇されていると感じる人が7割を超え高くなっています。（図2）
また、平等であると感じる人の割合を性別で比較すると、特に「家庭生活」や「法律や制度の上」「自治会やPTAなど地域活動の場」では、女性で平等であると感じる割合が低くなっています。（図3）
- 「区民意識調査」においては、学校教育の場を平等と感じる人が約5割と他分野よりも多いほか、学校教育の場で力を入れるべきこととして、「男女の別なく、個性や能力を活かせる指導の充実」、「人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導」「日常の学校生活の中での男女平等の実践」などが続きます。
男女平等教育のさらなる充実を図り、幼稚園・保育園、小中学校など価値観を育む幼少期からの男女平等意識の形成を推進するとともに、幅広い年代の区民に対して、講座や講演会、地域イベント、広報やSNSなど多様な機会と媒体を通じて、男女共同参画に対する理解と関心を高めることが重要です。

図1 男女平等社会の進度（全体／性別）



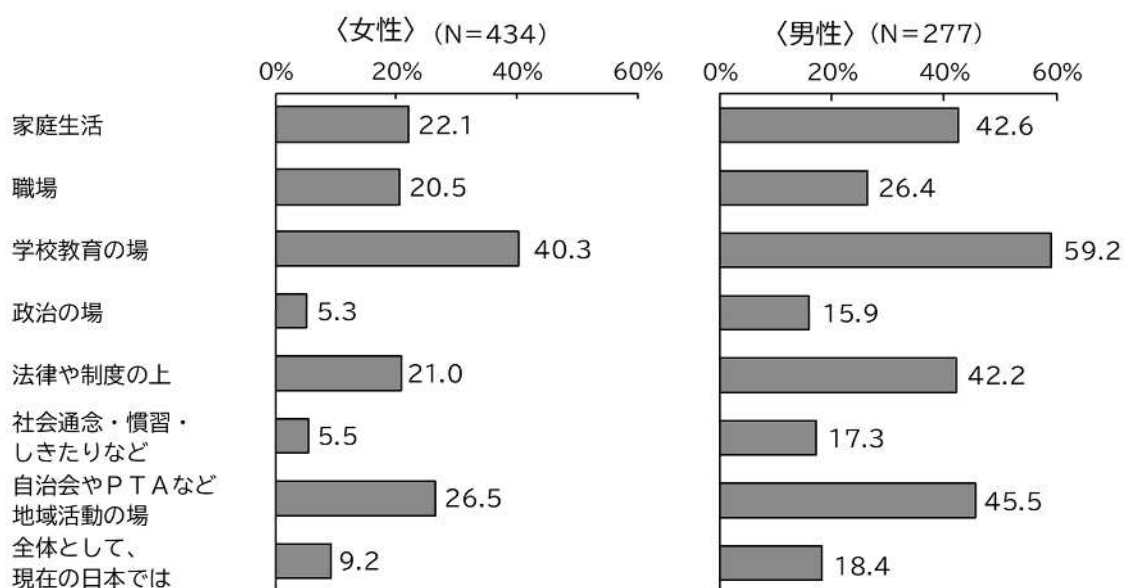
資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図2 男女の地位の平等感（全体）



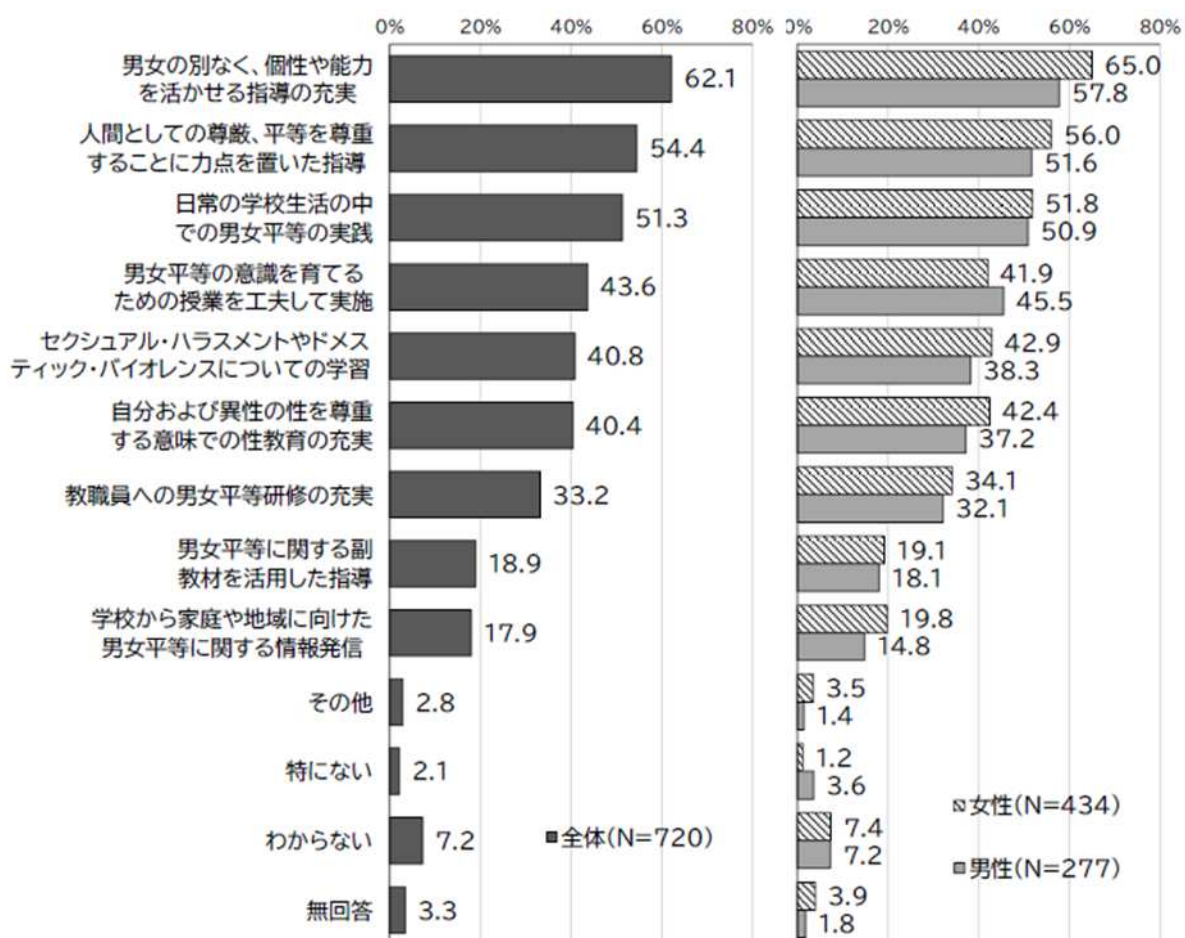
資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図3 男女の地位の平等感（性別の「平等である」の割合）



資料:令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図4 男女平等社会実現のために、学校教育の場で力を入れるべきこと（全体／性別）



資料:令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

- 男女平等社会の実現には、日常生活や地域活動、さらには政策・方針の決定過程に至るまで、あらゆる分野で誰もが対等な立場から参画し、共に担い手となることが欠かせません。多様な人々の意見が地域や社会の意思決定に反映されることで、地域の持続可能性が高まるとともに、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることにつながります。
- 「区民意識調査」によると、地域活動の場での男女の地位の平等感について、男性が優遇と感じる人の割合は、女性では4割を超える一方で、男性では2割後半であるなど性別で差がみられます。(図3)
また、内閣府の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」によると、本区の自治町会長に占める割合は6.7%(令和7年4月1日現在)にとどまります。(図4)
- 男女双方が社会の対等な構成員として、多様な視点を平等に政策や方針決定過程に取り入れるためにも女性の参画は重要ですが、本区の審議会等における女性委員の割合は30.2%(令和8年3月31日現在)であり、第6次計画における目標を達成していません。自治会やPTAなどの地域活動や指導的な立場への女性の参画が促進されるよう、引き続き、女性が役員として参加しやすい環境の整備や意識づくりに取り組む必要があります。
- 我が国では、毎年のように地震や風水害等の自然災害の発生が相次いでいますが、過去の大災害においては、防災・復興の意思決定過程への女性の参画が不十分であったり、女性と男性のニーズの違いなどに配慮が不足するといった課題が生じたことから、国では地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を作成しています。
- 「区民意識調査」によると、地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこととして、全体では、「性別に応じてプライバシー(更衣、授乳、トイレ、就寝スペースなど)を確保するように避難所運営に男女ともに参画して行う」が7割半ばで最も高く、「災害時要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児など)をはじめ、さまざまな状態の人の視点を取り入れた避難所運営を行う」、「食事作りや清掃、子ども・高齢者のケアなどの担い手が、片方の性に偏らないようにするなど、一定の人々への過度な負担が発生しないようにする」が続くなど、女性や男女平等参画の視点を取り入れた防災や災害時対策が求められています。(図5)

図4 自治町会長に占める女性の割合

自治体名	割合	実数
葛飾区	6.7%	16人／240人
23区平均※	11.1%	461人／4,156人
東京都平均	14.8%	1,206人／8,125人
全国平均	7.8%	18,629人／239,459人

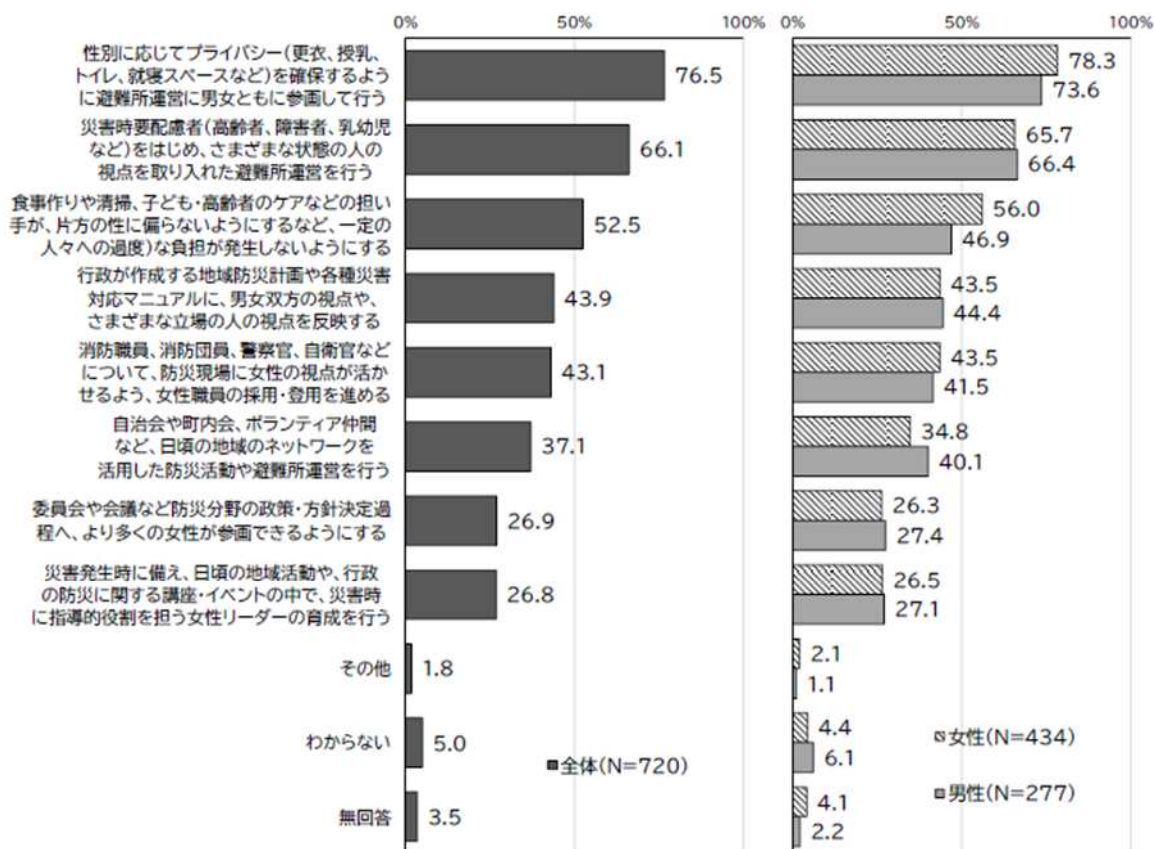
※世田谷区は非掲載のため、22区の平均を算出。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(令和7年4月1日現在)

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/suishin-index.html>

図5 地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこと（全体／性別）



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

施策の方向 (1) 学校等における男女平等教育の推進

子どもが幼少期から性別にとらわれず、互いを尊重し合う意識を育めるよう、学校をはじめとする教育・保育の場において、男女平等教育や発達段階に応じた性教育を計画的に推進するとともに、教員・保育士等への研修を行います。また、自らの個性や能力を発揮し、多様な選択を可能にするキャリア教育を推進します。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
1	学校における男女平等にかかわる適切な指導	教育指導課
2	男女平等教育の視点における性教育の実施	教育指導課
3	男女平等教育を進めるための教員研修	教育指導課 人権推進課
4	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育課 人権推進課
6	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課
7	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	人権推進課
96	情報教育の推進(情報教育担当職員研修)	教育指導課

※事業 No. については、現段階では第6次計画における番号を付しています。

施策の方向 (2) 家庭や地域における男女平等意識の向上

家庭や地域における固定的な性別役割分担意識の解消に向け、多様なテーマの講座や広報誌・区ホームページ・SNS等の多様な媒体による情報発信を通じて、幅広い世代の男女平等意識の向上を図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
4 再	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育課 人権推進課
5	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課
6 再	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課
7 再	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	人権推進課
8	かつしか区民大学	生涯学習課
9	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
10	地域団体向け講座開催支援	人権推進課
11	家庭教育応援制度	地域教育課
12	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課
38	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課
51	親と子のこころの相談室	青戸・金町 保健センター
新規	乳幼児のママ・パパ向け防災講座	危機管理課

※事業 No. 横の「再」は再掲を表します。

施策の方向 (3)地域活動における男女共同参画の推進

地域におけるさまざまな講座やイベント、男女平等推進センターを拠点とした啓発活動、地域団体への支援等を通じて、幅広い世代が男女平等について学び、考える機会を広げます。また、地域活動の担い手として性別にかかわらず誰もが対等に参画できる環境づくりを進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
5 再	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課
6 再	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課
9 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
10 再	地域団体向け講座開催支援	人権推進課
12 再	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課
29	しあわせサービス事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)

施策の方向 (4)女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進

地域の防災活動において、区と区民が共に男女平等について考え、避難所運営や備蓄物資の配備など女性の視点からの防災対策を推進します。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
6 再	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課
12 再	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課
13	女性のための防災対策等検討委員会	危機管理課
新規	乳幼児のママ・パパ向け防災講座	危機管理課

施策の方向（５）政策・方針決定過程への女性参画の拡大

区の審議会や委員会等における女性委員の参画率向上に向け、「審議会等への女性参画促進に関する指針」の活用や参画状況の調査・公表を進めます。あわせて区自らが率先し、女性職員の登用や活躍を推進することで、政策・方針決定過程への女性の参画を広げます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
5 再	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課
6 再	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課
14	審議会等への女性の積極的な登用	関係各課
15	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	人権推進課
16	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」実施・公表	人権推進課
17	葛飾区女性職員活躍推進計画第三期(特定事業主行動計画)に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進	人事課

目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援

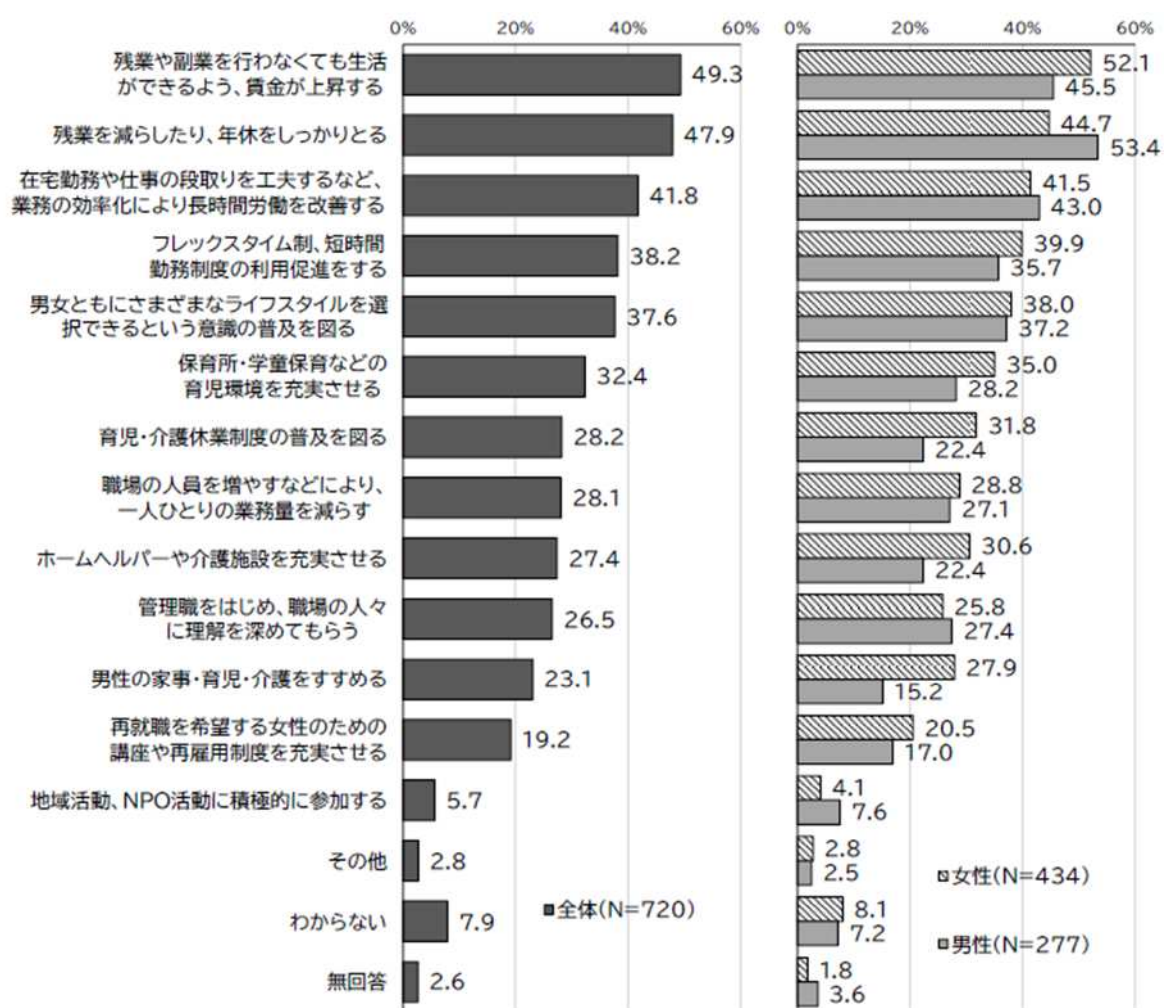
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られ、すべての人が自分自身を大切に、心身ともに健康で充実した生活が送れる社会の実現を目指します。

課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

《現状と施策の方向性》

- 職場、家庭、地域などあらゆる場面で男女が個性と能力を発揮できる社会の実現は、男女平等社会に不可欠です。近年、共働き世帯の増加や男性の育児休業取得率の上昇など、働き方や家庭のあり方に変化が見られる一方で、依然として女性が出産・育児を機に就労継続を断念せざるを得ない状況や、家事・育児・介護などの家庭内役割が女性に偏りがちな状況は大きく改善していません。また、男性の家庭参画は広がりつつあるものの、長時間労働や固定的な性別役割意識により、希望しても十分に家庭生活に関われないという課題も残っています。
- 「区民意識調査」によると、ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこととして「残業や副業を行わなくても生活ができるよう、賃金が上昇する」、「残業を減らしたり、年休をしっかりとる」「在宅勤務や仕事の段取りを工夫するなど、業務の効率化により長時間労働を改善する」など、企業の働き方改革や多様な働き方に関する内容が上位にあげられています。（図6）
また、ワーク・ライフ・バランスの希望では、男女ともに「『仕事』と『家庭生活』」を優先したいと回答する人が最も多くなっていますが、現実には女性で「家庭生活」、男性で「仕事」を優先しているとの回答が多く、女性への家事負担の偏り、男性では仕事の中心の働き方により、家庭生活に参画しにくい状況がうかがえます。（図7）
- 「区民意識調査」では、望ましいと思う女性の働き方として、「子育ての時期だけ一時辞めて、その後はまた仕事を持つ《一時中断型》」や「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を持つ」との回答が男女ともに前回調査から増加している一方で、国の調査に比べ、《一時中断型》を希望する割合が高い傾向にあります。（図8）
- 男女ともに希望する働き方やライフスタイルを選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現や仕事と子育て・介護等との両立に向けた取組を行うとともに、企業へ労働環境改善、女性の職業生活継続のための支援を行うことが重要です。

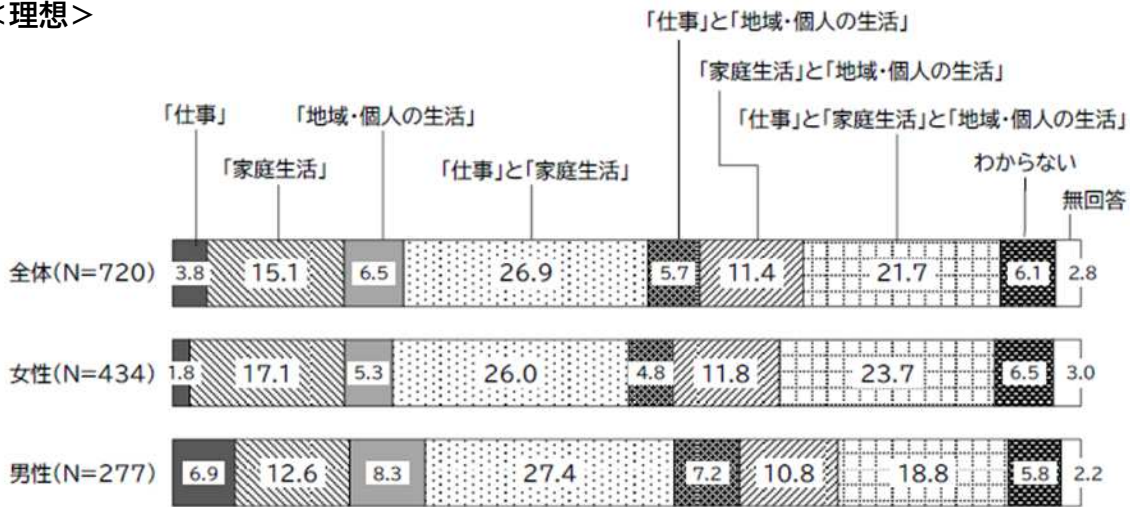
図6 ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと（全体／性別）



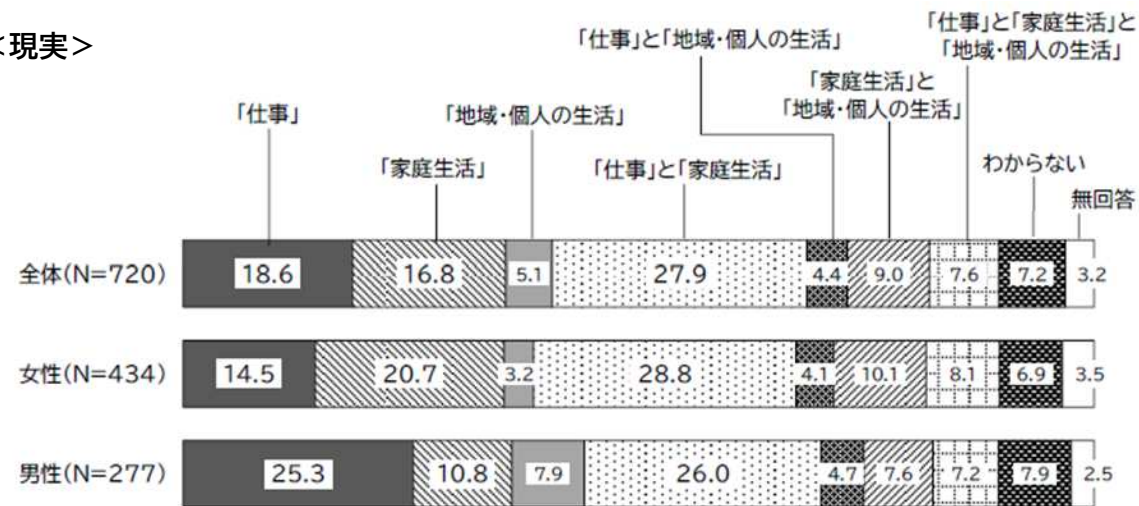
資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図7 ワーク・ライフ・バランスの理想と現実（全体／性別）

<理想>

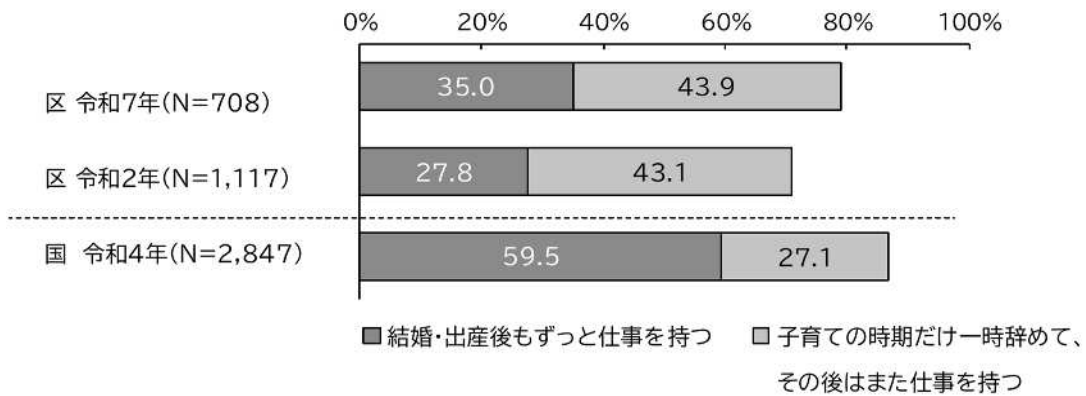


<現実>



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図8 女性の働き方についての意識（全体／経年・国調査との比較）一部抜粋



※国調査では、それぞれ「こどもができて、ずっと職業を続ける方がよい」、「こどもができたらずっと職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」

資料：区 令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査
国 男女共同参画社会に関する世論調査(令和4年 11 月)

施策の方向 (1)ワーク・ライフ・バランスの実現

講座・情報誌等による啓発に加え、区内企業への支援や推進企業の認定を通じて、働きやすい職場環境づくりを応援します。また、家事・保育サービスによる子育て家庭への支援や区職員の働き方改革を進め、性別を問わず仕事と生活を両立できる社会の実現を目指します。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
9 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
18	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課
19	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会	人権推進課
20	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行	人権推進課
21	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	人事課
22	職員一人一人が活躍できる職場環境づくり	人事課
25	ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課
32	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	産業経済課
33	企業向けセミナー	人権推進課
36	女性の就業・創業支援事業	産業経済課
新規	一時預かりベビーシッター利用支援事業	子育て応援課
新規	子育て家庭等家事サポーター派遣事業	子育て応援課
新規	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	人権推進課

施策の方向 (2)仕事と子育て・介護等との両立支援

ニーズに合わせた多様な保育サービスや学童保育、家事・育児の支援等により、子育て家庭が安心して仕事と両立できる環境を整えます。あわせて、介護や困難を抱える家庭へのケア支援、就業・再就職への支援等を通じて、性別にかかわらず仕事と生活の両立を支える基盤づくりを進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
9 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
18 再	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課
19 再	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会	人権推進課
20 再	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行	人権推進課
23	保育園等の多様な保育サービスの充実	子育て政策課 子育て施設支援課 保育課
24	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)	子育て政策課 放課後支援課
25 再	ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課
26	ショートステイ・トワイライトステイ事業	子ども家庭支援課
27	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
28	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	障害福祉課
29 再	しあわせサービス事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
30	在宅高齢者福祉サービス	高齢者支援課
31	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づく仕事と子育て・介護等との両立のための環境整備	人事課
32 再	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	産業経済課
33 再	企業向けセミナー	産業経済課
34	女性のための再就職講座	人権推進課
35	キャリアアップ支援講座(勤労者資格取得等講座事業)	産業経済課
36 再	女性の就業・創業支援事業	産業経済課
38 再	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課
50	ゆりかご葛飾	青戸保健センター
新規 再	一時預かりベビーシッター利用支援事業	子育て応援課
新規 再	子育て家庭等家事サポーター派遣事業	子育て応援課
新規 再	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	人権推進課

施策の方向 (3) 企業の労働環境改善に向けた支援

区内の企業・事業所等が働きやすい職場環境を整備できるよう、情報提供やセミナー、社会保険労務士等の専門家派遣による支援を行います。あわせて、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を認定・広報し、企業の主体的な労働環境の改善を後押しします。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
18 再	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課
20 再	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行	人権推進課
32 再	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	産業経済課
33 再	企業向けセミナー	産業経済課
新規 再	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	人権推進課

施策の方向 (4) 女性の職業生活継続のための支援

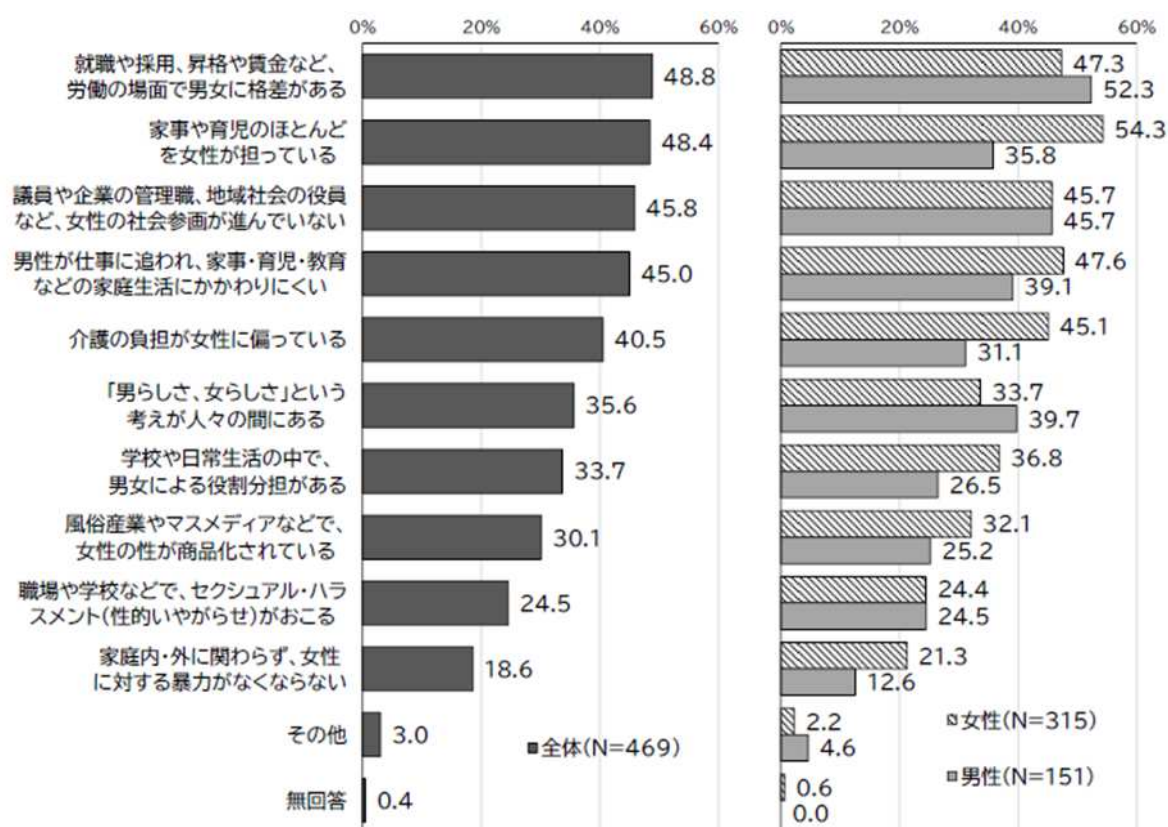
再就職やキャリアアップ、就業・創業に向けた講座等により、希望に応じて女性が働き続け、能力を発揮できるよう支援します。あわせて、保育や家事・育児の支援、企業への働きかけや男性の家庭参画の促進を通じて、女性が出産・育児等を経ても職業生活を継続あるいは再就職ができる環境づくりを進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
18 再	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課
20 再	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行	人権推進課
24 再	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)	子育て政策課 放課後支援課
25 再	ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課
27 再	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
33 再	企業向けセミナー	産業経済課
34 再	女性のための再就職講座	人権推進課
35 再	キャリアアップ支援講座(勤労者資格取得等講座事業)	産業経済課
36 再	女性の就業・創業支援事業	産業経済課
37	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	人事課
38 再	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課
新規	一時預かりベビーシッター利用支援事業	子育て応援課

課題2 家庭における男女の役割意識の変革と共同参画の促進

- 「区民意識調査」において、男女の不平等を感じる点を性別にみると「家事や育児のほとんどを女性が担っている」や「介護の負担が女性に偏っている」で大きな差がみられます。(図9)
- また、食事のしたくや洗濯、掃除等の家事などの分担については、すべての項目で「いつもしている」は女性が男性を大きく上回り、その傾向は共働きであっても変わりません。(図10、11)
- 家庭内での女性に対する家事の分担の偏りは、女性の活躍の実現を困難にする要因の一つとなることから、男性の家事や子育てへの参画に向けた意識啓発や参画支援を行うことが重要です。

図9 男女の不平等を感じる点（全体／性別）



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図10 家事などの分担（性別）

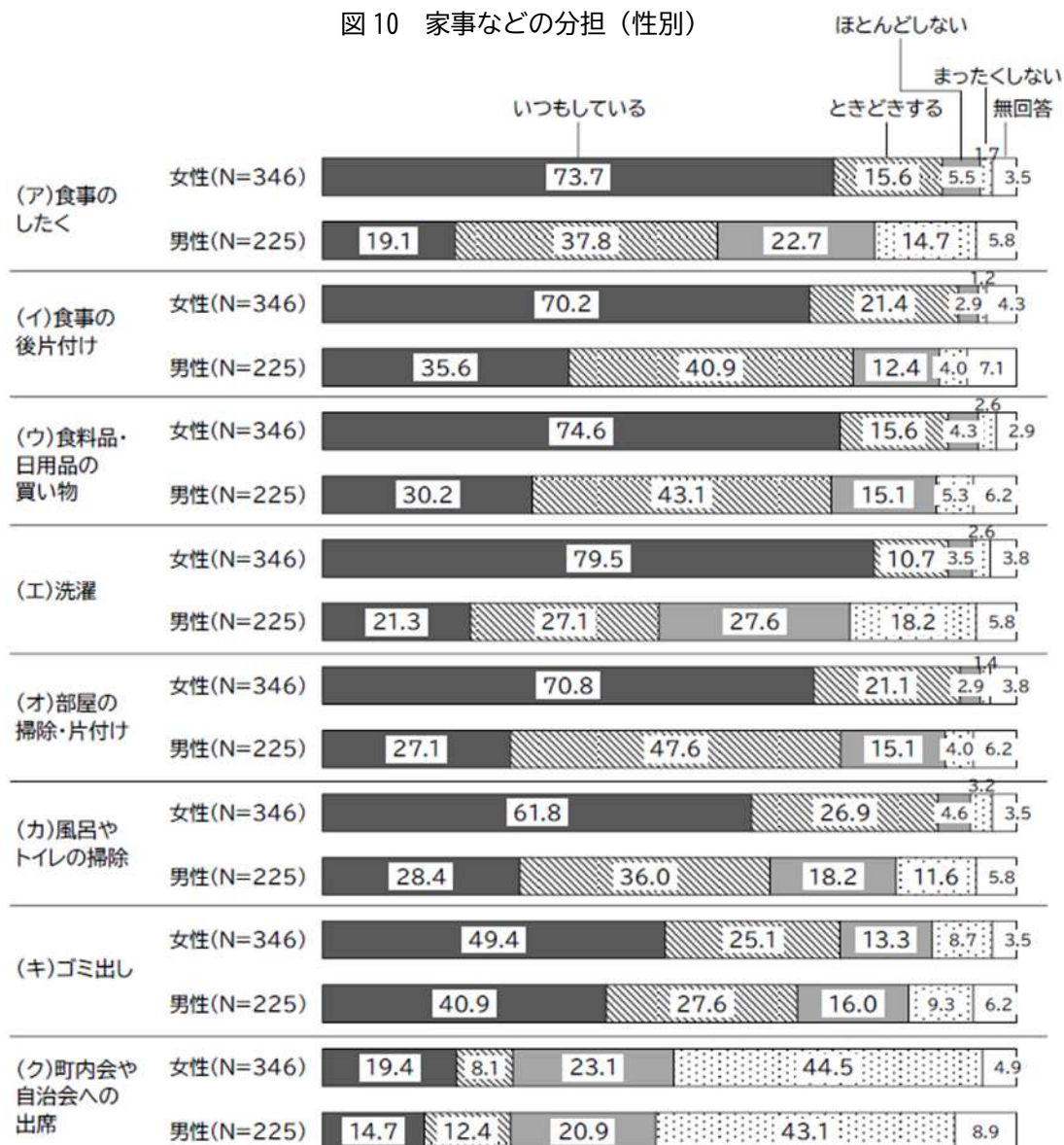
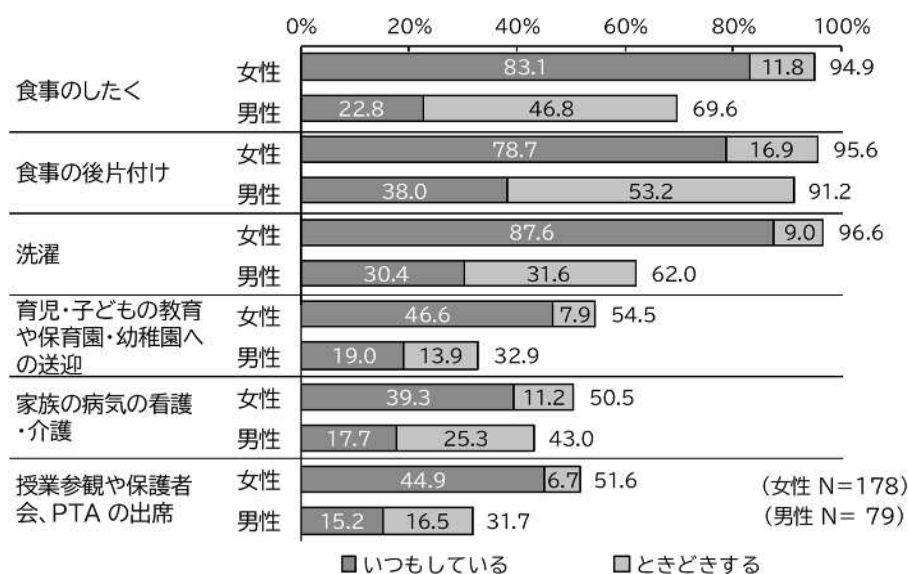


図11 家事などの分担（共働きの方に限定・性別）一部項目を抜粋



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

施策の方向 男性の家事や子育てへの参加促進

講座や情報誌等による啓発を通じて、家事や育児は性別にかかわらず担うものという意識の浸透を図ります。あわせて、妊娠期からの両親学級や父親向け講座などにより、男性が早い段階から家事・育児に主体的に関わることを促し、家庭内での性別役割の偏りの解消を進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
9 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
11 再	家庭教育応援制度	地域教育課
18 再	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課
20 再	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行	人権推進課
27 再	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
37 再	葛飾区職員次世代育成支援計画 第五期(特定事業主行動計画)に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	人事課
38 再	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課
40	ハローベビー教室・パパママ学級(母親学級)	青戸保健センター 母子保健係
41	育児学級(2か月児・5か月児)	青戸・金町 保健センター
50 再	ゆりかご葛飾	青戸保健センター

目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境を整備

あらゆる暴力とハラスメントを防止し、被害者の早期発見と安全確保に取り組むとともに、生活上困難な状況を解消し、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。

課題1 あらゆる暴力の根絶【重点】

《現状と施策の方向性》

- 配偶者（事実婚を含む）や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、ストーカー、デジタル技術を悪用したリベンジポルノやオンライン上の性暴力など、あらゆる暴力の防止と被害者保護に関する法制度の整備が進んでいます。しかし、女性に対する暴力の相談件数は依然として増加傾向にあり、警察が対応する深刻な事案も増えています。また、SNSを通じた誹謗中傷や性的な画像要求など、新たな形態の暴力も顕在化しており、早期発見と未然防止の重要性が一層高まっています。
- 「区民意識調査」において、DV（ドメスティック・バイオレンス）の経験について、暴力を受けた経験がある割合は、「大声で怒鳴られる」「『女（男）のくせに』『女（男）だから』と差別的な言い方をされる」「何を言っても無視される」など精神的暴力が中心となっています。性別では、男性に比べ女性で経験がある割合が高い傾向にあります。（図10）
DVの経験がある人の相談の状況は、「相談しなかった（できなかった）」が約6割で「相談した」3割後半を上回り、性別では、「相談した」割合は男性が女性を大きく下回ります。（図11）
- DVの防止及び被害者支援のために必要な対策は、「家庭内であっても暴力は犯罪であるという意識を広める」が7割以上と最も高く、「いざというときに駆け込める緊急避難場所（シェルター）の整備」、「緊急時の相談体制の充実」、「子どもがいても安心して相談・避難ができるような体制の充実」などが続きます。（図12）
- 近年の物価高騰や雇用環境の変化など社会経済状況の影響により、家庭内でのストレス増大や孤立が深まり、相談につながりにくい状況が生じていることも課題です。こうした背景から、「暴力を許さない」という社会的意識の醸成とともに、誰もが相談しやすい体制を整備し、地域全体で被害を防ぐ環境づくりが求められています。
- あらゆる暴力の根絶に向け、配偶者暴力の未然防止と早期発見、相談体制のさらなる充実、被害者の安全確保と自立支援に向けた取組や性暴力やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、オンライン上のハラスメントなど多様化する被害に対応し、予防啓発と支援体制の強化が求められます。

図10 ドメスティック・バイオレンスの経験（性別）

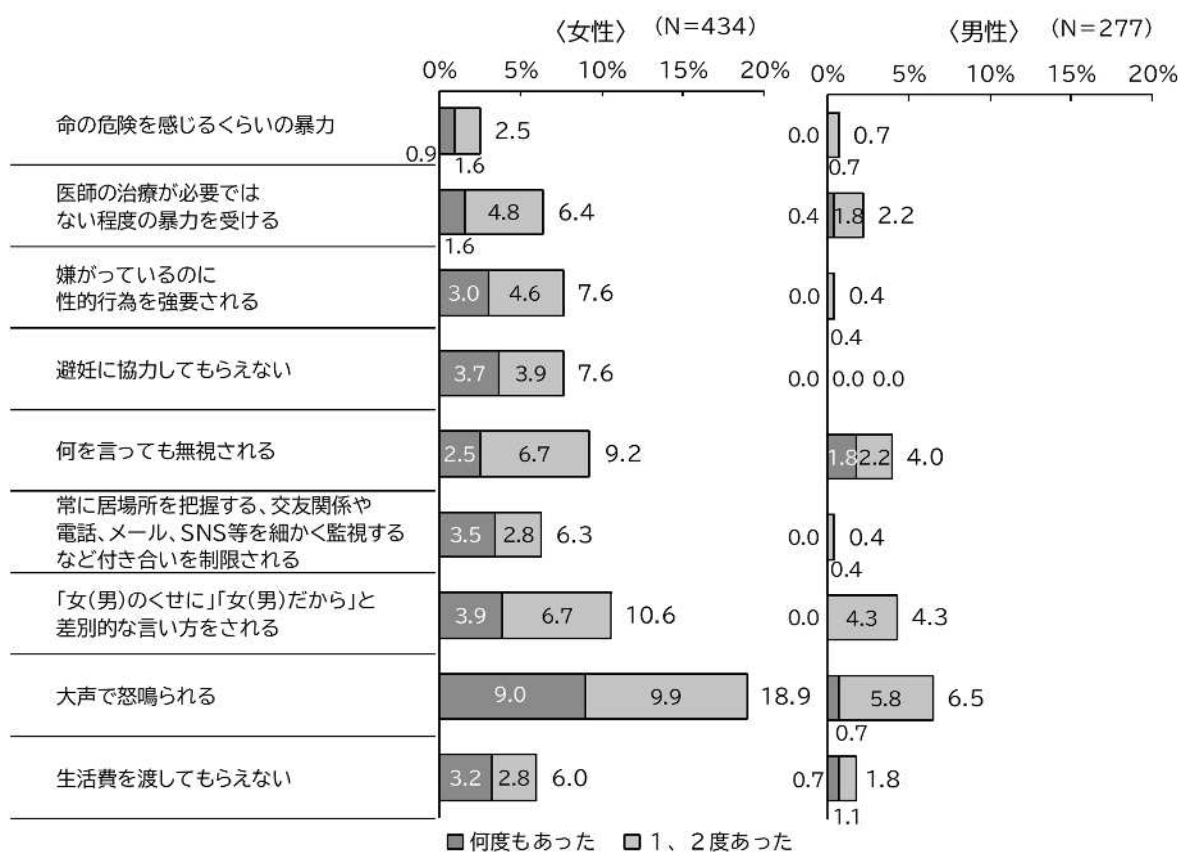
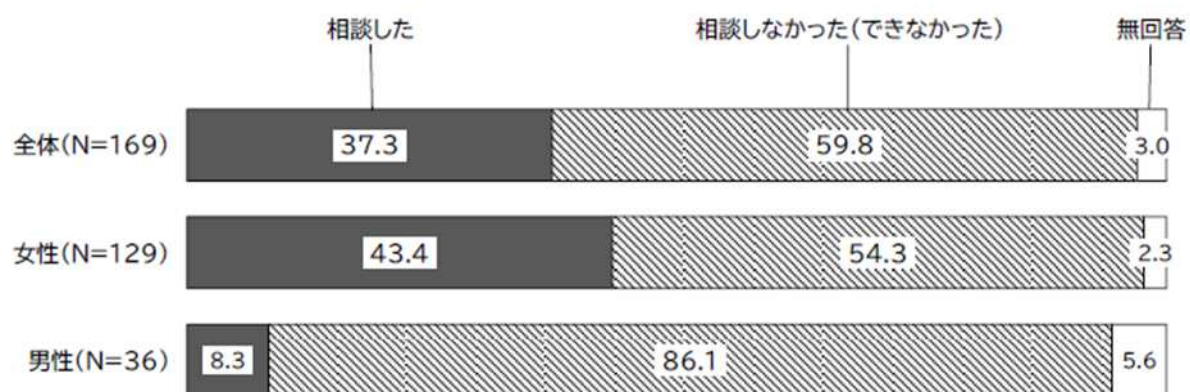
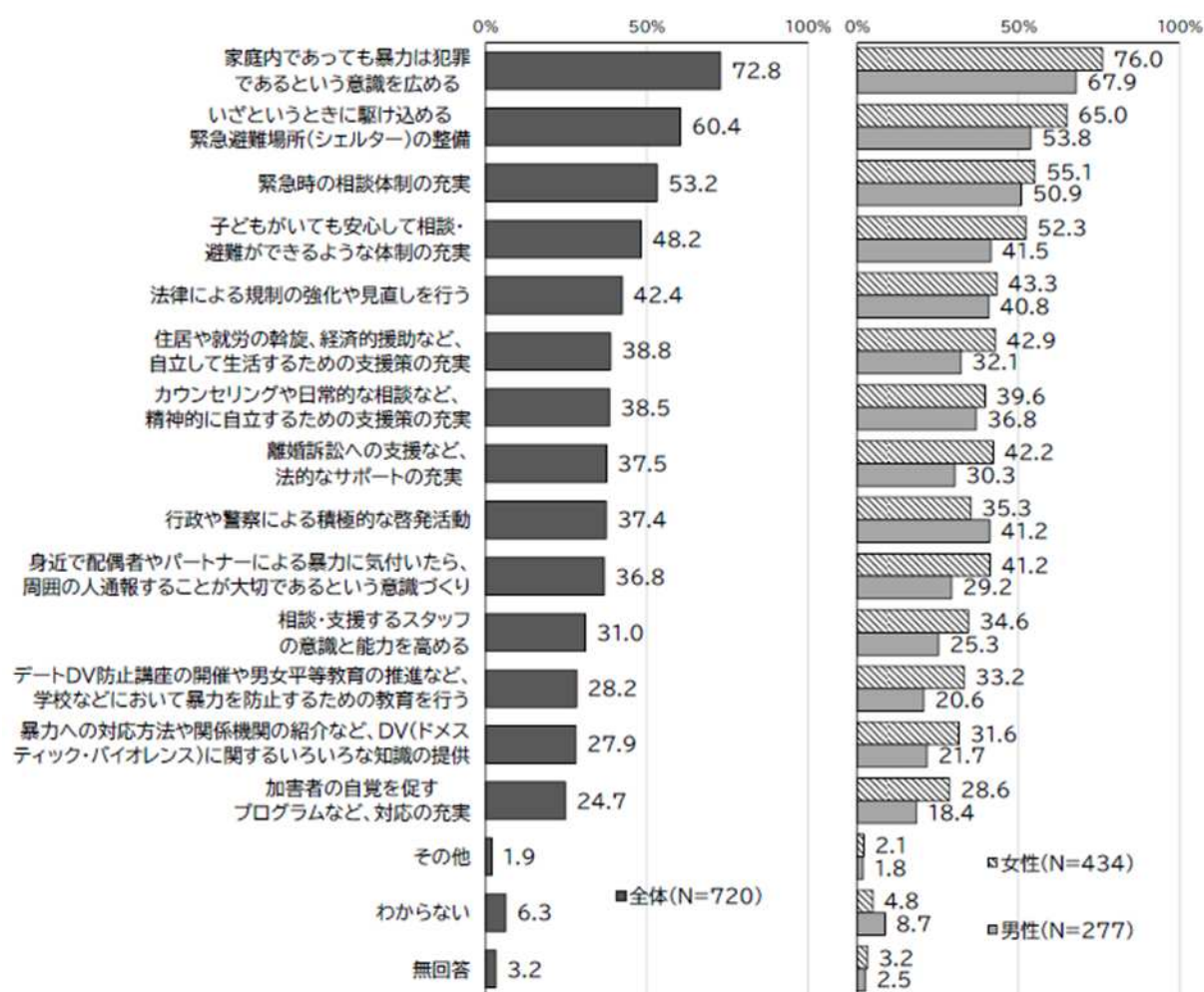


図11 暴力を受けた経験がある人の相談の有無（全体／性別）



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図12 DVの防止及び被害者支援のために必要な対策（全体／性別）



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

施策の方向 (1)配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見

あらゆる暴力を許さない意識を広げるための啓発や、若年層へのデートDV防止の働きかけを進めます。あわせて、相談窓口の周知や職員研修、関係機関の連携を通じて、配偶者等からの暴力を早期に発見し、被害者を適切な支援につなげる体制の充実を図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
9 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
59	女性に対する暴力をなくす運動の推進	人権推進課
60	若年層に向けた啓発	人権推進課
61	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知	人権推進課
63	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課
64	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課
65	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
66	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
67	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課
68	窓口職員等研修	人権推進課
74	暴力防止に向けた普及・啓発	人権推進課
80	育児支援訪問事業	子ども家庭支援課

施策の方向 (2)相談体制の充実

暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じるなど関係機関が連携して被害者支援を行うとともに、窓口職員等を対象にした研修等により、相談体制を強化します。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
9 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
59 再	女性に対する暴力をなくす運動の推進	人権推進課
62	子どもとその家庭に関するさまざまな相談	子ども家庭支援課
64 再	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課
65 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
66 再	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
67 再	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課
68 再	窓口職員等研修	人権推進課
70	女性相談	東西生活課
72	DV被害者に関する情報の適切な取り扱い	関係各課
86	外国人生活相談	文化国際課
99	各種相談事業	人権推進課

施策の方向 (3)被害者の安全確保と自立に向けた支援

配偶者等からの暴力の被害者とその家族が安心して暮らせるよう、相談支援や情報管理による保護を図るとともに、関係機関が連携して支えます。あわせて、困難を抱える女性への支援の視点に立ち、本人の意思を尊重しながら、生活の再建と自立に向けた包括的な支援を進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
9 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
59 再	女性に対する暴力をなくす運動の推進	人権推進課
64 再	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課
65 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
66 再	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
67 再	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課
68 再	窓口職員等研修	人権推進課
69	住民基本台帳事務における支援措置	戸籍住民課
70 再	女性相談	東西生活課
72 再	DV被害者に関する情報の適切な取り扱い	関係各課

施策の方向 (4)性暴力・ハラスメントの防止

性暴力や各種のハラスメントは重大な人権侵害であるとの認識を広げるため、啓発や研修を進めます。あわせて、区職員からの相談・苦情への対応体制を整えるとともに、関係機関の連携により、誰もが安心して暮らし働ける環境づくりを進め、被害の未然防止を図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
59 再	女性に対する暴力をなくす運動の推進	人権推進課
67 再	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課
68 再	窓口職員等研修	人権推進課
74 再	暴力防止に向けた普及・啓発	人権推進課
76 再	ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営	人事課
77	不健全図書類に対する規制への支援	地域教育課

課題2 生活上困難な状況を解消するための取組促進【重点】

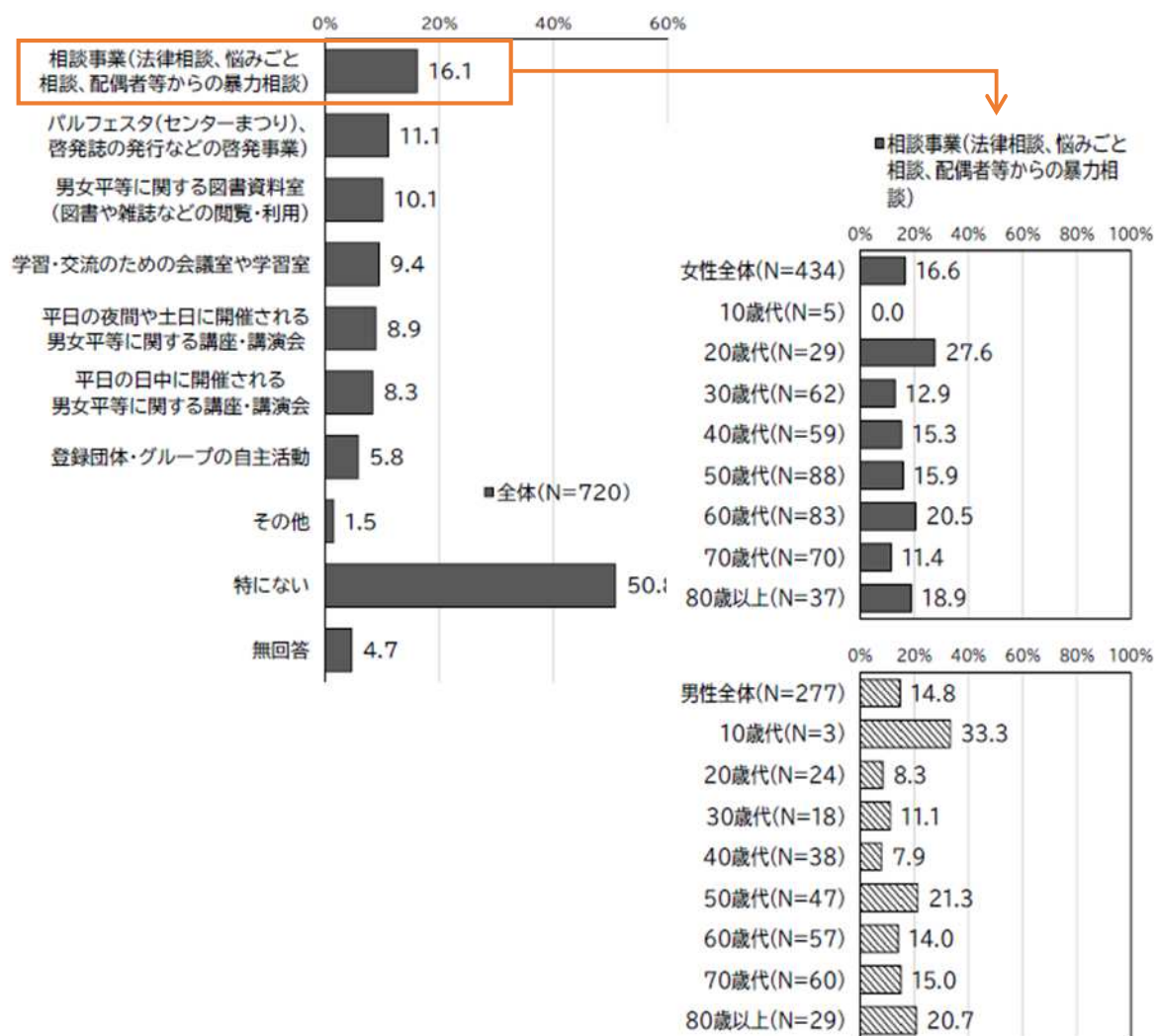
《現状と施策の方向性》

- 近年、女性の抱える困難さが、虐待を受けた経験や障害による生きづらさ、性暴力被害や生活困窮など多様化、複合化、複雑化していることを背景に、令和6年4月に「女性支援法」が施行、国より「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示され、東京都においても「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されています。
- 女性は、女性であることにより性的な被害に遭いやすく、予期せぬ妊娠のリスク等が存在するほか、出産・育児によるキャリアの断絶が起こりやすい状況があること、不安定な就労状況とそれに伴う低年金や経済的困窮、孤立などの困難に陥りやすい傾向にあります。
- 「区民意識調査」によると、葛飾区男女平等推進センター事業の参加・利用意向については、「特にない」を除くと、「相談事業（法律相談、悩みごと相談、配偶者等からの暴力相談）（16.1%）」が最も多くなっています。性・年代別では20代女性の利用意向が27.6%と高い傾向にあります。（図13）
- 本区のひとり親世帯の数は減少傾向にありますが、母子世帯数は父子世帯数を大きく上回ります。また、6歳未満の子どもがいる世帯は圧倒的に母子世帯が多くなっています。（図14）
仕事と子育ての両立が難しく働き方に制限のある母子世帯では、より生活上の困難を抱えやすい状況にあり、厚生労働省の「2022年 国民生活基礎調査」によると、全国の大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の子どもの相対的貧困率*は44.5%であり、半数近くが経済的に困難な状況に置かれています。（図15）。

* 相対的貧困率とは、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいいます。

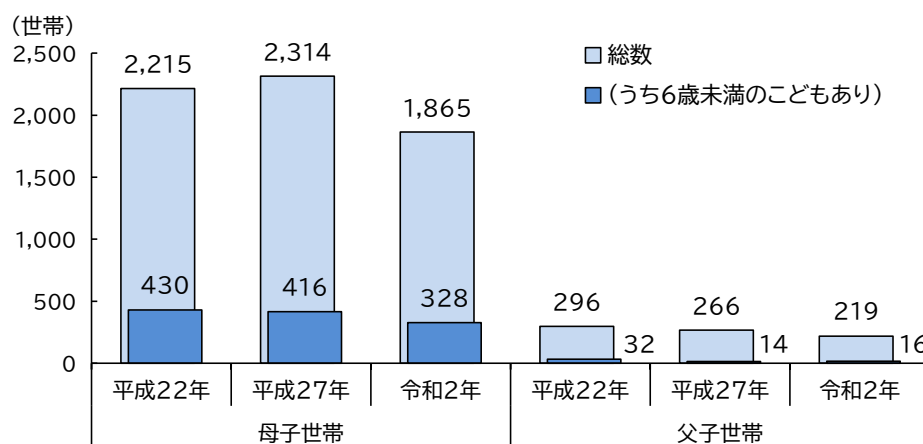
- 養育環境の厳しさは、子どもへの影響も懸念されることから、就業に向けた支援や家事・子育て支援などを通じて、安心して子育てをしながら自立した生活ができる環境を整備していくことが必要です。
- 今後は、ひとり暮らし高齢者世帯の割合が大幅に増えることが予測されていますが、生活困窮や不安定就労、外国人住民、障害のある人など、複合的に困難な状況に置かれている場合などもあり、個々の背景や状況に応じた相談対応により、自立と安定した暮らしができるよう支援につなげることが重要です。

図13 葛飾区男女平等推進センター事業の参加・利用意向（全体）と
相談事業の利用意向（性・年齢別）



資料:令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

図14 ひとり親世帯の推移

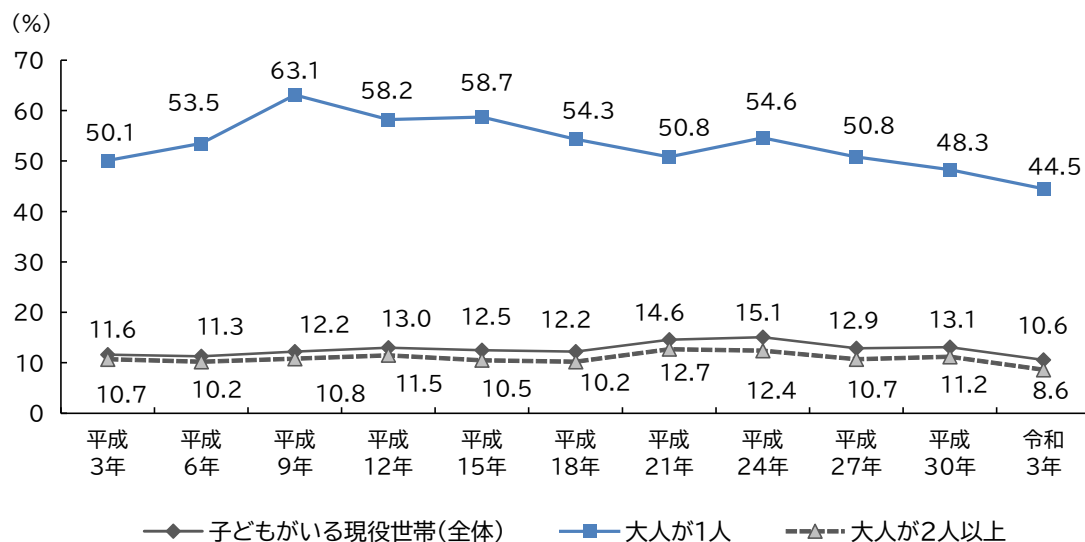


資料:国勢調査

※国勢調査令和7年結果の「人口等基本集計」は令和8年9月公表予定です。

図15 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率（全国）の推移

S



資料:2022(令和4)年 国民生活基礎調査(厚生労働省)

施策の方向 自立と安定した暮らしに向けた環境整備

生活困窮やひとり親家庭、介護を担う世帯など、複合化・複雑化する課題に対し、相談から自立支援まで切れ目のない支援を行います。特に、DVや生活困窮など困難を抱える女性については、その意思を尊重しながら包括的に支え、誰もが安心して安定した暮らしを営める環境づくりを進めます。

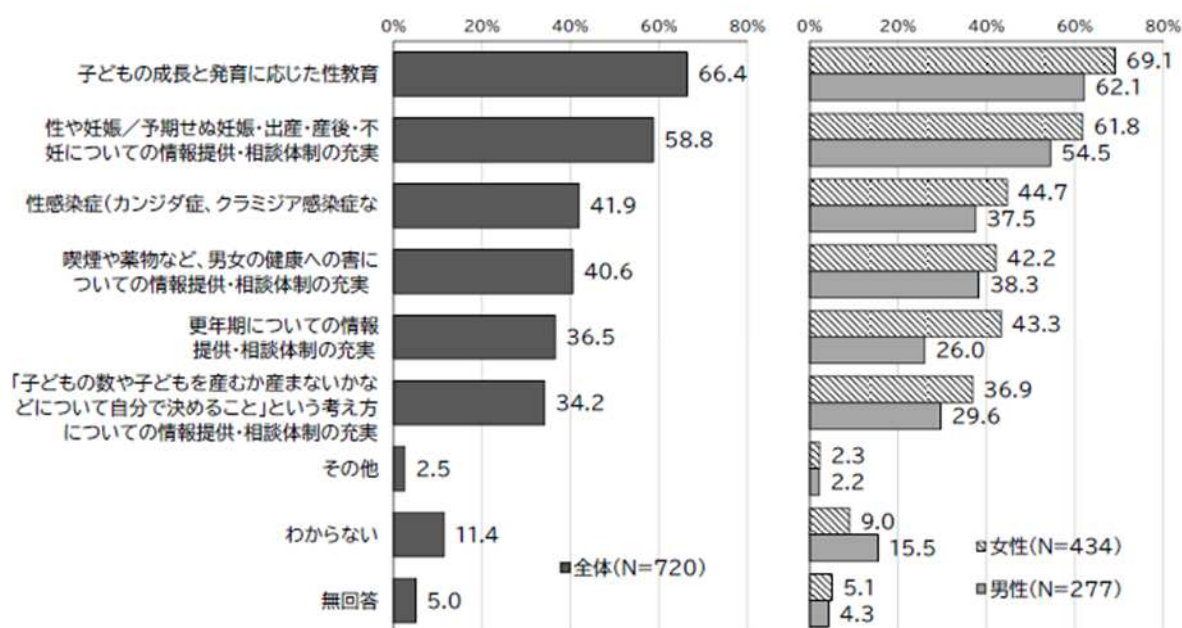
事業 No.	主な事業・取組	担当課
27 再	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
28 再	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	障害福祉課
29 再	しあわせサービス事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)
30 再	在宅高齢者福祉サービス	高齢者支援課
65 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
66 再	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
68 再	窓口職員等研修	人権推進課
70 再	女性相談	東西生活課
71	ひとり親家庭相談	子育て応援課
73	都営住宅優遇抽選の情報提供	住環境整備課
78	包括的な支援体制の整備	くらしのまると 相談課
79	生活困窮者自立支援事業	くらしのまると 相談課
80 再	育児支援訪問事業	子ども家庭支援課
81	ひとり親家庭自立支援事業	子育て応援課
82	養育費の受け取り支援事業	子育て応援課
83	若者支援体制の整備	子ども・若者担当課
84	区内事業所と連携した障害者就労の促進	障害福祉課
99 再	各種相談事業	人権推進課
新 規	困難な問題を抱える女性への支援調整会議の設置検討	人権推進課 関係各課

課題3 生涯を通じた健康支援

- 男女が互いの身体的性差を理解し合い、思いやりの心を持ち協力することは男女平等社会を形成していく上で欠かすことができません。また、安全・安心な暮らしの基盤として、生涯を通じて健康を維持・増進することが重要です。特に女性は、女性ホルモンの変動や仕事、結婚、出産、育児などのライフステージによって、心身の変化が大きいことから、年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進することが必要です。
- 「区民意識調査」では、性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこととして、「子どもの成長と発育に応じた性教育」、「性や妊娠／予期せぬ妊娠・出産・産後・不妊についての情報提供・相談体制の充実」が上位にあげられています。
「更年期についての情報提供・相談体制の充実」は、女性が男性を大きく上回ります。（図16）
- 発達段階に応じた性教育に加え、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組である「プレコンセプションケア」や不妊、避妊・中絶、思春期や更年期の健康問題を含み、女性の重要な人権である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）」（性と生殖に関する健康と権利）について、誰もが正しい知識や情報を得て、理解を深めることが重要です。

* リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、性や子どもを産むことに関するすべてにおいて、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

図16 性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこと（全体／性別）



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

施策の方向 (1) ライフステージに応じた健康づくりの推進

若年期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康診査等の機会を確保し、性別を問わず区民が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。あわせて、妊娠・出産に関わる支援や女性特有の健康課題への理解を広げ、生涯を通じた心身の健康を支えます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
42	健康づくり健康診査	健康推進課
43	特定健康診査	国保年金課
44	葛飾区基本健康診査	健康推進課
45	成人歯科健康診査	健康推進課
46	長寿(後期高齢者)医療健康診査	国保年金課
47	長寿歯科健康診査	健康推進課
49	妊婦歯科健康診査	健康推進課
51 再	親と子のこころの相談室	青戸・金町保健センター
52	乳がん検診	健康推進課
53	子宮頸がん検診	健康推進課
55	「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座	人権推進課
58	特定不妊治療費助成事業	青戸保健センター 母子保健係

施策の方向 (2) 性と生殖に関する啓発・支援

性と生殖に関する健康と権利の考え方にに基づき、一人ひとりが自らの性や妊娠・出産について主体的に考え、選択できるよう、正しい知識の普及を図ります。あわせて、性感染症の予防に関する啓発や検査の機会の充実を通じて、若年層をはじめ誰もが健康を守れるよう支援します。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
55 再	「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座	人権推進課
56	エイズ・性感染症対策の充実	保健予防課

目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現

多様な性・生き方を認める人権が尊重され、誰もが平等でともに支え合いながら暮らしていける社会の実現を目指します。

課題 多様性の尊重

《現状と施策の方向性》

- 国の「LGBT理解増進法」の制定と基本計画の策定をはじめ、性自認や性的指向を含む性の多様性を尊重する社会的機運は近年さらに高まっています。学校や職場、地域社会においても、性のあり方に関する理解促進の取組が広がりつつありますが、一方で、偏見や誤解に基づく差別的言動、SNS上での誹謗中傷など、新たな課題も顕在化しています。
- 本区では、性自認・性的指向に関する相談窓口を設置しているほか、令和5年度から都が発行する東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証明書を妊娠届出や母子健康手帳の交付、区営住宅・区民住宅の入居申込みなどに活用しています。
- 「区民意識調査」では、4.3%が自分の性別に悩んだ経験があると回答し、その背景として「男らしさ・女らしさを求められたこと」が多くあげられています。（図17、18）固定的な性別役割意識やジェンダー規範により、生きづらさを抱える人が少なくありません。性の多様性を前提とした環境整備や、互いの個性と違いを尊重し合う社会づくりが引き続き求められています。
- 性自認や性的指向など性の多様性に対する理解促進と支援を進めるとともに、人権尊重の意識を高め、誰もが安心して自分らしく生きられる平等な社会の実現を目指します。学校・地域・職場などあらゆる場面での啓発を強化し、相談しやすい体制づくりや、差別や偏見を生まない環境整備に取り組みます。

図17 性自認について悩んだことの有無

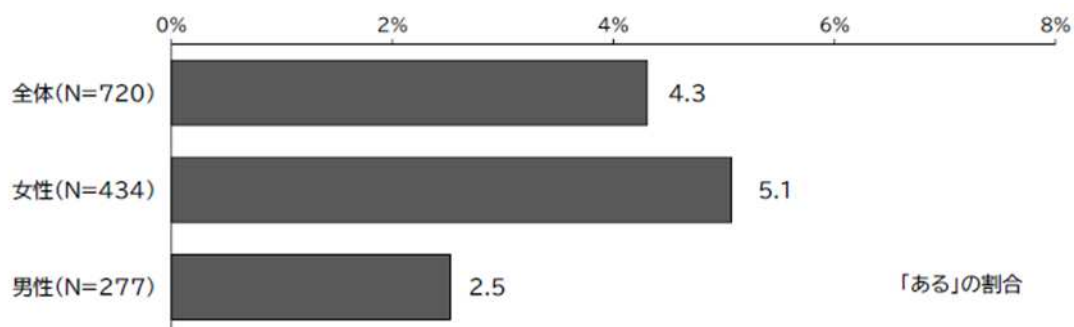
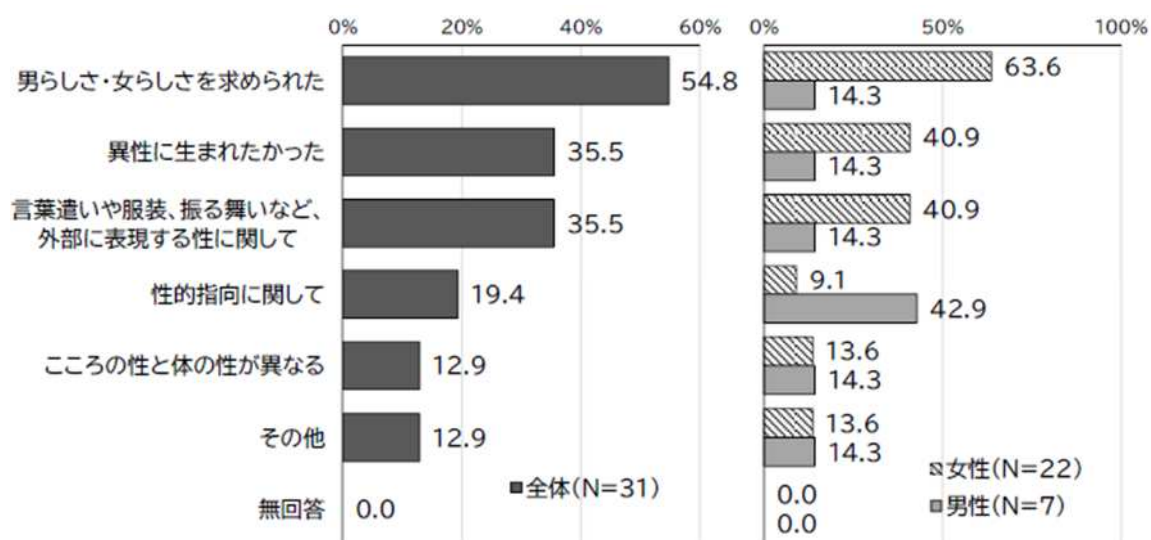


図18 性自認について悩んだ内容



資料：令和7年度葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

施策の方向 (1) 性の多様性への理解促進・支援

性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会に向けて、幼少期からの教育をはじめ、幅広い世代や職員への理解促進を図ります。また、相談事業を通じて当事者やパートナー、家族等が安心して生活を送ることができるよう多様性を認め合う地域づくりを進めます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
2 再	男女平等教育の視点における性教育の実施	教育指導課
4 再	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育課 人権推進課
9 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
88	性の多様性に関する講座・職員研修	人権推進課
89	性自認・性的指向に関する相談(LGBTs相談)	人権推進課

施策の方向 (2) 互いの個性や違いを認め合う人権尊重の意識づくり

学校や保育の場における教育・指導をはじめ、区民や企業への啓発を通じて、性別や年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、一人ひとりの個性や違いが尊重される意識を育みます。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
1 再	学校における男女平等にかかわる適切な指導	教育指導課
3 再	男女平等教育を進めるための教員研修	教育指導課 人権推進課
4 再	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育課 人権推進課
9 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
75	人権啓発紙による啓発(企業向け)	人権推進課
77 再	不健全図書類に対する規制への支援	地域教育課
87	啓発物の発行	人権推進課
90	メディア・リテラシー向上に向けた講座	人権推進課
91	多様性に関する講座・講演会	人権推進課
92	広報誌による人権啓発(区民向け)	人権推進課
93	職員を対象とした男女平等に関する人権研修	人事課
94	学校での人権教育の推進	教育指導課
95	人権教育に関する研修	教育指導課

男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

男女平等・男女共同参画の実現に向けて、男女平等推進センター機能の充実を図るとともに、区・区民・民間団体との協働による推進体制を強化します。また、区だけでは解決できない課題を解決するため、国・東京都等との連携を進めます。

課題1 推進体制の強化

《現状と施策の方向性》

- 男女平等・男女共同参画の実現に向けて、葛飾区の拠点施設である男女平等推進センターは、区民や事業者に対し、男女平等やジェンダーに関する正確な情報提供や学習機会の充実を図る役割を一層担っています。近年、社会全体で男女平等や男女平等参画への関心が高まる一方、情報の多様化やデジタル化の進展により、区民が必要とする知識や支援の内容も幅広くなっており、センターによる効果的な発信と学びの場の提供が求められています。
- 支援を必要とする人が適切な支援につながるためには、相談機能の充実が不可欠です。DV、性暴力、ハラスメント、性の多様性に関する悩みなど、相談内容は複雑化・多様化しており、専門的な対応力の強化や関係機関との連携が重要となっています。さらに、地域団体や事業者、学校などとの協働を進め、地域全体で男女平等参画を推進する体制づくりが求められています。
- 計画の推進にあたっては、施策の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を行う進行管理を継続的に実施します。社会情勢の変化や区民ニーズの多様化に対応しながら、柔軟かつ効果的に施策を展開していくことが重要です。

施策の方向 (1) 男女平等推進センター機能の充実

男女平等推進センターを、男女平等参画を推進する地域の拠点として、講座やイベント、情報発信や図書資料の提供による啓発活動を充実します。あわせて、各種相談や相談時の一時保育を通じて、誰もが利用しやすい環境を整え、センターの認知度向上と幅広い世代の利用促進を図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
5 再	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課
9 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
12 再	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課
65 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
66 再	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
97	男女平等推進センター事業の周知・情報発信	人権推進課
98	男女平等に関する書籍等の収集・提供	人権推進課
99 再	各種相談事業	人権推進課
100	相談事業における一時保育	人権推進課

施策の方向 (2) 区・区民・民間団体間の連携と協働

男女平等の実現には、区だけでなく区民、地域活動団体、企業など多様な主体の協働が欠かせません。地域活動やイベント、企業への働きかけを通じて連携を広げるとともに、計画の進捗管理や審議会等による確認の仕組みを活かし、社会全体で取組を進める体制づくりを図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
9 再	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	人権推進課
10 再	地域団体向け講座開催支援	人権推進課
12 再	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課
65 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
101	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	人権推進課
102	男女平等推進本部	人権推進課
103	男女平等推進審議会	人権推進課
104	男女平等苦情調整委員会	人権推進課
新規 再	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	人権推進課

課題2 国・東京都との連携

男女平等参画の実現には、区だけでは解決できない広域的かつ制度的な課題も多くあります。配偶者からの暴力への対応など関係機関との連携が必要な分野で東京都等と協力するとともに、法や制度の充実について国・東京都へ積極的に働きかけ、施策の一層の推進を図ります。

事業 No.	主な事業・取組	担当課
65 再	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
66 再	配偶者等からの暴力相談(DV相談)	人権推進課
105	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課

第4章 事業一覽

資 料 編

※変更箇所のみ掲載

1 関係法令

- (1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- (2) 男女共同参画社会基本法
- (3) 葛飾区男女平等推進条例
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- (6) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(7) その他法令

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000113/	
次世代育成支援対策推進法 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000120	
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/403AC0000000076	
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/503AC0000000057	
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC1000000064	
こども基本法 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC1000000077	

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/505AC10000000068	
独立法人男女共同参画機構法 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC00000000079/20260401_000000000000000	
独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令 の整備及び経過措置に関する法律 URL https://laws.e-gov.go.jp/law/507C000000000395/20260401_000000000000000	
東京都男女平等参画基本条例 URL https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/gl01RG00000279.html	
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の 実現を目指す条例 URL https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/gl01RG00004975.html	
東京都カスタマー・ハラスメント防止条例 URL https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/gl01RG00005328.html	
東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例 URL https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/gl01RG00005328.html	

2 葛飾区男女平等推進審議会規則

3 葛飾区男女平等推進審議会運営要領

4 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の策定経過

年日時	会議名	議題等
令和7年7月18日	令和7年度第1回審議会	- 区長より諮問 - 政策・方針決定過程への女性の参画状況について 「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」の進捗状況について 「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」の策定について 「男女平等に関する意識と実態調査」の実施状況及び調査資料について
令和7年9月24日	令和7年度第2回審議会	- 葛飾区男女平等推進計画（第6次）及び（第7次）策定に係る委員からのご意見の集約について - 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査（調査結果速報版）について 「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」の策定に向けた目標と課題等の審議について
令和7年11月12日	令和7年度第3回審議会	- 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の目的、計画の位置付け及び今後のスケジュールについて - 目標と課題等に係る事務局案に対する各委員からの意見について - 第2回審議会の審議事項に対する決定について - 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の成果指標（案）について - 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査 結果報告書（案）について - 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査 概要版（案）について
令和8年1月23日	令和7年度第4回審議会	- 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の計画内容 課題と成果指標に係る事務局案に対する回答について - 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の成果指標について - 葛飾区男女平等推進計画（第7次）中間報告のまとめ（案）について - 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査 概要版（冊子）について
令和8年3月25日	令和7年度第5回審議会	- 葛飾区男女平等推進計画（第7次）の成果指標に係る事務局案に対する回答について - 葛飾区男女平等推進計画（第7次）中間報告まとめ（骨子）の決定について - 葛飾区男女平等推進計画（第7次）計画事業一覧表（案）

5 葛飾区男女平等推進審議会委員名簿

6 男女共同参画関連年表

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
昭和 50 年 (1975 年)	・国際婦人年（目標＝平等・開発・平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する 1974 年のメキシコ宣言」採択 ・「世界行動計画」採択	【国】 ・育児休業に関する法律の制定 ・総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議、婦人問題担当室設置	
昭和 51 年 (1976 年)	・国際婦人年（目標＝平等・開発・平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する 1974 年のメキシコ宣言」採択 ・「世界行動計画」採択	【国】 ・民法一部改正（離婚後における婚氏続称制度の新設） 【東京都】 ・婦人問題総合窓口開設	
昭和 52 年 (1977 年)		【国】 ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 【東京都】 ・婦人相談センター開設 ・婦人問題会議の設置	
昭和 53 年 (1978 年)		【国】 ・婦人問題企画推進本部ニュース創刊 【東京都】 ・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
昭和 54 年 (1979 年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択	【東京都】 ・婦人情報センター開設	
昭和 55 年 (1980 年)	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」署名式	【国】 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名	
昭和 56 年 (1981 年)	・ I L O 総会にて「156 号条約」採択	【国】 ・婦人問題企画推進本部会議「国内行動計画後期重点目標」決定 【東京都】 ・「東京都婦人問題協議会」発足	
昭和 57 年 (1982 年)		【国】 ・労働省「男女平等法制準備室」設置	
昭和 58 年 (1983 年)		【東京都】 ・「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	
昭和 59 年 (1984 年)		【国】 ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布（父母両系主義等）	

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
昭和 60 年 (1985 年)	・ I L O 総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ・ 「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ） ・ 西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	【国】 ・ 「国籍法」の改正 ・ 「女子差別撤廃条約」批准 ・ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」（男女雇用機会均等法）公布 ・ 労働基準法一部改正 【東京都】 ・ 東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすすめ方－男女平等の社会的風土づくり」報告	・ 婦人問題担当主査設置 ・ 葛飾区婦人問題懇談会設置 「婦人問題の解決に向けての取り組みのあり方について」（意見）
昭和 61 年 (1986 年)		【国】 ・ 「(財) 女性職業財団」設立 ・ 婦人問題企画推進有識者会議発足	・ 「かつしかの女性」創刊 ・ 「婦人問題に関する意識と生活実態調査」実施
昭和 62 年 (1987 年)		【国】 ・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 【東京都】 ・ 東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすすめ方－21 世紀へ向けての新たな展開」報告	・ (仮称) 葛飾区婦人会館等建設基本計画策定 ・ 第 2 次葛飾区婦人問題懇談会設置
昭和 63 年 (1988 年)		【東京都】 ・ 東京都婦人問題協議会「東京ウィメンズプラザ（仮称）基本構想」報告	・ 第 2 次婦人問題懇談会 「(仮称) 葛飾区婦人会館運営の基本的なあり方について」（意見）
平成元年 (1989 年)		【東京都】 ・ 東京都婦人問題協議会「21 世紀へ向け男女平等の実現を目指して－その課題と基本的考え方」報告	・ 第 3 次婦人問題懇談会設置「婦人会館において実施する具体的な事業のあり方について」（意見） ・ 女性センターへ組織改正、女性センター開館
平成 2 年 (1990 年)	・ 国際経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・ 葛飾区女性センター運営協議会設置 ・ 「女性の労働に関する意識と実態調査」実施 ・ 第 1 回女性センターまつり開催 ・ 「20 歳のあなたへ」発行
平成 3 年 (1991 年)		【国】 ・ 「育児休業等に関する法律」公布 ・ 婦人問題企画推進本部開催「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」（第 1 次改定）（総理府） ・ 「男女共同参加」から「男女共同参画」に改める 【東京都】 ・ 「女性の問題解決のための東京都行動計画－21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 ・ 東京都男女平等推進基金設置 ・ 東京レディース・ハローワーク開設	・ 女性センター運営協議会「女性センターにおける事業の計画並びに施設利用及び運営のあり方について」（意見） ・ 女性の地位向上施策推進委員会設置

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
平成 4 年 (1992 年)		【国】 ・「介護休業制度等に関するガイドライン」策定（労働省） ・婦人問題担当大臣設置 【東京都】 ・組織名称を「婦人」から「女性」に変更 ・東京女性白書発行 ・「東京ウィメンズプラザ基本計画」発表 ・財団法人東京都女性財団設立	・女性センター運営協議会終了 ・「葛飾区女性の地位向上施策ガイドブック」発行 ・「女性の健康に関する意識と実態調査」実施 ・女性の海外派遣の実施（以降平成 8 年度まで実施） ・「葛飾区女性職員の能力活用の実態及び女性問題に関する意識調査」実施
平成 5 年 (1993 年)	・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	【国】 ・中学校技術・家庭科共修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）施行 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女平等の社会的風土づくり－21 世紀への旅立ち」報告	・第 1 回女性フォーラム開催 ・第 5 次葛飾区女性問題懇談会設置 「葛飾区後期実施計画における女性の地位向上に関する施策の方向について」（提言書）「葛飾区第 4 次基本計画策定に向けての女性問題関連施策のあり方及び推進方法について」（中間提言）
平成 6 年 (1994 年)	・ILO 総会「パートタイム労働に関する条約」採択 ・国際人口・開発会議開催（カイロ）	【国】 ・「雇用保険法等の一部を改正する法律」成立（育児休業給付制度創設） ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置。行動計画スローガンは「男女共同参画社会」 ・「婚姻制度等に関する民法改正要綱草案」公表（法務省） ・「男女共同参画推進本部」設置	・女性政策担当課長設置 ・葛飾区男女平等推進本部設置（本部長・助役） ・第 5 次女性問題懇談会 「葛飾区女性行動計画の策定に関する提言」
平成 7 年 (1995 年)	・第 4 回世界女性会議開催（北京） 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	【国】 ・「ILO 156 号条約」批准 ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） 【東京都】 ・東京ウィメンズプラザ開館	・女性行動計画策定推進会議設置 「男女平等社会実現かつしかプランー葛飾区女性行動計画ー」（報告）
平成 8 年 (1996 年)		【国】 ・男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年（西暦 2000 年）度までの国内行動計画ー」策定	・「男女平等社会実現かつしかプランー葛飾区女性行動計画ー」策定 ・女性政策課設置
平成 9 年 (1997 年)		【国】 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 ・労働基準法の子保護規定の廃止が決定 ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「介護保険法」公布 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告	
平成 10 年 (1998 年)		【国】 ・「中央省庁等改革基本法」成立 ・「労働基準法」の一部改正 【東京都】 ・「男女平等のための東京都行動計画ー男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	・女性行動計画中間見直しの実施

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
平成 11 年 (1999 年)	・「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	【国】 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」報告	・「葛飾区職員セクシュアル・ハラスメント防止基本方針」決定
平成 12 年 (2000 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク） 「政治宣言」「成果文書」採択	【国】 ・「介護保険法」「児童虐待防止法」「ストーカー規正法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 【東京都】 ・「東京都男女平等参画基本条例」制定 ・女性と仕事の未来館開館	・女性政策課から人権推進課に組織名称を変更 ・女性行動計画策定推進会議設置
平成 13 年 (2001 年)		【国】 ・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置（内閣府） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）成立 ・「育児休業法」改正（対象となる子の年齢引上げ等）	・「葛飾区男女平等推進計画」（第 2 次）策定
平成 14 年 (2002 年)		【国】 ・「少子化対策プラスワン」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行 【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス & サポート東京プラン 2002」策定	・葛飾区男女平等推進会議設置
平成 15 年 (2003 年)		【国】 ・「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行	・葛飾区男女平等推進会議 「（仮称）葛飾区男女平等推進条例に盛り込むべき内容について中間のまとめ」（報告）
平成 16 年 (2004 年)		【国】 ・「DV 防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定	・葛飾区男女平等推進審議会設置 ・「葛飾区男女平等推進条例」施行 ・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成 17 年 (2005 年)	・国連婦人の地位委員会（北京 + 10）開催（ニューヨーク）a	【国】 ・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定	
平成 18 年 (2006 年)		【国】 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 【東京都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	・「葛飾区男女平等推進計画（第 3 次）中間のまとめ」（報告）
平成 19 年 (2007 年)		【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「葛飾区男女平等推進計画」（第 3 次）策定

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
平成 19 年 (2007 年)		【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画チャンス＆サポート東京プラン 2007」策定	
平成 20 年 (2008 年)		【国】 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定	・施設予約システム稼動
平成 21 年 (2009 年)	・女子差別撤廃委員会最終見解(第6回)	【国】 ・「育児・介護休業法」一部改正 【東京都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」策定 ・「中小企業のための仕事と生活の調和応援事業助成金」開始
平成 22 年 (2010 年)		【国】 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」新合意 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成 23 年 (2011 年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」設立	【国】 ・「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」実施	
平成 24 年 (2012 年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	【国】 ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス＆サポート東京プラン 2012」の改定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「葛飾区男女平等推進計画」(第4次)策定(「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」(第2次)を内包)
平成 25 年 (2013 年)		【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	・「ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業」開始
平成 26 年 (2014 年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	【国】 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!Tokyo2014)開催 ・「男女雇用機会均等法」改定	・配偶者暴力相談支援センター業務開始
平成 27 年 (2015 年)	・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	【国】 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!2015)開催 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
平成 28 年 (2016 年)		【国】 ・ 女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議 ・ 「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 ・ 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	・ 「葛飾区男女平等推進計画（第 5 次）中間のまとめ」（報告） ・ 「葛飾区職員 仕事・子育て活いき計画」策定
平成 29 年 (2017 年)		【国】 ・ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・ 「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定 【東京都】 ・ 「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 ・ 「特定異性接客営業等の規制に関する条例」制定	・ 「葛飾区男女平等推進計画」（第 5 次）策定（「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」（第 3 次）及び「葛飾区女性活躍推進計画」を内包）
平成 30 年 (2018 年)		【国】 ・ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・ 「女性活躍加速のための重点方針 2018」策定 【東京都】 ・ 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定	
令和元年 (2019 年)		【国】 ・ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・ パワー・ハラスメント対策が法制化（労働施策総合推進法の改正） ・ 「女性活躍加速のための重点方針 2019」策定 【東京都】 ・ 「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	
令和 2 年 (2020 年)	・ 国連報告書「新型コロナウイルスの女性への影響」	【国】 ・ 「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」の策定 ・ 「DV相談+（プラス）」を開始 ・ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・ 「女性活躍加速のための重点方針 2020」策定	・ 「男女平等に関する意識と実態調査」実施
令和 3 年 (2021 年)		【国】 ・ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ・ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定	・ 「葛飾区男女平等推進計画（第 6 次）中間のまとめ」（報告） ・ 「葛飾区職員活いきワークライフ推進計画」策定

年 次	国 際 社 会	国 ・ 東 京 都	葛 飾 区
令和4年 (2022年)		【東京都】 ・「東京都男女平等参画推進総合計画」改定 ・「東京都パートナーシップ宣誓制度」創設 ・「東京都男女平等参画基本条例」改正	・「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」策定（「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）」及び「葛飾区女性活躍推進計画（第2次）」を内包）
令和5年 (2023年)		【国】 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 【東京都】 ・「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	
令和6年 (2024年)		【国】 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 【東京都】 ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」策定	
令和7年 (2025年)		【国】 ・「女性活躍推進法」改正 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「独立行政法人男女共同参画機構法及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」制定 【東京都】 ・「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」制定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
令和8年 (2026年)		【国】 ・「第6次男女共同参画基本計画」の策定 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」策定 【東京都】 ・「東京都男女平等参画推進総合計画」改定	・「葛飾区男女平等推進計画（第7次）中間のまとめ」（報告） ・「葛飾区職員活いきワークライフ推進計画」策定
令和9年 (2027年)			・「葛飾区男女平等推進計画（第7次）」策定（「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第5次）」及び「葛飾区女性活躍推進計画（第3次）」及び「葛飾区困難女性支援基本計画（第1次）」を内包）